幸ポンプ場受変電設備改築工事

特 記 仕 様 書

令和８年度

千葉市建設局下水道施設部下水道施設建設課

第１章　総　則

（適用）

第１条　この特記仕様書は、千葉市建設局下水道企画部　機械・電気設備工事一般仕様書（以下「一般仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。

２　この工事の施工にあたっての一般的事項は一般仕様書によるほか、下記のものに準ずるものとする。

（１）日本下水道事業団　電気設備工事一般仕様書・同標準図

（２）日本下水道事業団　電気設備工事必携

（３）千葉市土木工事共通仕様書

（４）千葉市土木工事書類作成マニュアル

（５）その他関係規格、基準等

（監督職員）

第２条　監督職員とは、千葉市建設工事　工事請負契約書（以下「契約書」という。）第９条の規定による者であり、千葉市工事執行規則第 12 条に基づき、総括監督員、主任監督員及び監督員とする。

なお、本工事の監督職員は、契約締結後、受注者へ速やかに通知する。

（工期）

第３条　工期は、雨天、休日等を見込み、契約締結の翌日から５１０日間とする。なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

２　著しい悪天候や気象状況により「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

３　原則、土日、休日の作業は認めないが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

（施工体制台帳及び施工体系図）

第４条　工事を施工するために下請負契約を締結した場合、その額にかかわらず、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び建設業法に基づき、施工体制台帳及び施工体系図を作成しなければならない。

施工体制台帳は、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。

施工体系図は、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。施工体系図には、警備会社の会社名、現場責任者名、工期を記載すること。

なお、施工体制台帳は、以下の項目を記載しなければならない。

（１）建設業法第 24 条の 7 第 1 項及び建設業法施行規則第 14 条の 2 に掲げる事項
（２）安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名
（３）健康保険等の加入状況。
（４）外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況。
（５）作業員名簿

（中間技術検査）
第５条　中間技術検査は、当初請負契約金額１億円以上かつ工期が６ヶ月以上の工事、または「千葉市建設工事低入札価格取扱要領」に基づく調査において履行可能と判断し契約締結をした工事を対象として実施する。
２　中間技術検査の実施は、完成、既済部分の検査時期、及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点、又は、工事の中間地点で行うことを原則とするが、実施時期は監督員と検査員の協議により決定する。
３　中間技術検査で確認した出来形部分については、完成検査及び既済（完済を含む）部分検査時の確認を省略することができる。ただし、その後の現場状況の変化や受注者の管理状況等から再度の技術確認が必要な場合はこの限りではない。
４　中間技術検査は、検査日までに完成した出来形部分について、技術的確認を行うが、給付の対象とはしない。
５　実施回数は、当初請負契約金額が３億円未満の工事は１回程度、当初請負契約金額が３億円以上の工事は２回程度行うものとする。

（社内検査）
第６条　当初請負契約金額１億円以上の工事は、千葉市請負工事検査要綱第１２条に定める社内検査対象工事とする。
２　社内の検査員（以下「社内検査員」という。）が工事施工中において必要と認める時期、及び検査（完成、出来形、中間技術、その他）の直前に社内検査を行い、工事担当課長に品質確認書（「社内検査実施指導要領」様式第４号）を提出するものとする。
３　社内検査は、契約図書及び関係図書に基づき、出来形、品質及び写真管理はもとより、工事全般にわたり確認するものとする。
４　社内検査員は、原則として、検査（工場検査を含む）に立ち会うものとする。ただし、監督職員の承諾を得た場合はこの限りでない。
５　社内検査員は、当該工事に従事していない受注者の社員で、当該業種の現場経験を１０年以上有し、かつ、技術士又は１級電気工事施工管理技士の資格を有する者とする。
６　受注者は、社内検査員を定めた場合は、社内検査員届（様式第１号）及び社内検査員経歴書（様式第２号）を工事担当課長に提出する。

（建設副産物の処理及び再生資材の利用）
第７条　建設副産物の処理及び再生資材の利用については，次の各号による。

（１）「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成する場合は、「コブリス・プラス」により作成し、発注者に説明のうえ施工計画書に含めて提出すること。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を同システムにより作成し提出すること。併せて、「コブリス・プラス工事登録証明書」を同システムから出力し提出すること。

（２）５００m^3以上の建設発生土を搬出しようとする場合、搬出先が盛土規制法の許可地であるなど適正であることの確認や発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続状況等の確認を行い、確認結果票を発注者に説明のうえ施工計画書に含めて提出すること。

受注者は、法令等に基づき、確認結果票を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

また、建設発生土を搬出先へ搬出したときは、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、搬出先が再資源利用促進計画書と一致することを確認するとともに、受領書の写しを保存すること。

（３）　建設副産物を処理する工事については、「建設副産物処理承認申請書」（副処：様式―１）を作成するとともに、搬出経路図、建設廃棄物処理委託契約書の写しを添付し、施工計画書に含めて監督職員へ提出すること。

（４）建設副産物の処理完了後、速やかに「建設副産物処理調書」（副処：様式―２）を作成するとともに、処理が完了したことが分かる資料（取引証明書、受入伝票等）を添付し、監督職員へ提出すること。

（５）受注者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により建設廃棄物の適正な処理を確認するとともに、監督職員から請求があった場合に、速やかに提示できるよう常に整理しておくこと。

（建設リサイクル法）

第８条　建設リサイクル法の処理については、次の各号によるものとする。

（１）　特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

①　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第 104 号）以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対象建設工事であり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

契約書第６４条（解体工事に要する費用等）については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

②　受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条の規定に基づき、「建設副産物の処理基準及び再生資源の利用基準」に定め

た様式３「再資源化等報告書」を監督職員に提出することとする。

なお、「再資源化等報告書」に添付する「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」は「コブリス・プラス」を用いて作成したものを使用するものとする。

（２）　請け負おうとする建設業者からの事前説明に関する事項

①　建設リサイクル法第 12 条で、対象建設工事を請け負おうとする建設業を営むものは、発注者に対し、対象建設工事の届出に関する事項を記載した「説明書」（様式２）を提出し説明を行うこととする。

②　「説明書」の提出は、契約に先立って行うこととする。

（産業廃棄物の収集又は運搬に伴う運搬車両の表示）

第９条　産業廃棄物を自ら収集又は運搬する場合は、運搬する車両の車体の両側に、以下の事項を鮮明に表示すること。

（１）産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する旨の表示

（産業廃棄物運搬車　等）

文字の大きさ：140 ポイント（約 5cm）以上

（２）排出事業者名（〇〇株式会社　等）

文字の大きさ：90 ポイント（約 3cm）以上

なお、車体に直接塗料を用いる方法や、マグネットシート等による着脱式の標章を用いて行う方法とし、識別しやすい色の文字とする。

また、収集運搬車両の表示状況が確認できる写真を撮影すること。

（施工中現場への安全パトロールについて）

第１０条　工事期間中に、千葉市建設工事安全対策委員会設置要綱、千葉市建設工事安全対策委員会運営要領及び下水道部会事故防止巡回班規約に基づく、下水道部会事故防止巡回班の安全パトロールが実施される場合、または、その他臨時に安全パトロールが実施される場合は、当該パトロールに協力するものとし、また、危険箇所及び作業等の改善すべき事項が指摘された場合は、速やかに改善を図るものとする。

（創意工夫）

第１１条　受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫に関する項目、または、地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに「千葉市工事成績評定要領」に定める別紙―１０により提出することができる。

（低入札工事に対する監督体制）

第１２条　低入札価格調査制度における基準価格を下回る価格での入札が行われ、調査の結果履行可能と判断され契約した場合には、重点監督対象工事として工事を実施するものとする。

（低入札価格調査制度対象工事における下請負人のしわ寄せ防止）

第１３条　低入札価格調査制度対象工事において、元請負人と一次下請負人の間で交わされる下請契約について、建設業法に基づく契約であることを確認するため、「下請契約の適正化に関する点検表」に基づき、元請負人、一次下請負人別に点検を行うものとする。点検は、一次下請工事の施工前及び施工後の段階ごとで、一次下請人１者につき、各１回の点検を行うものとする。また、点検結果については、その都度監督員へ提出するものとする。

なお、元請負人、一次下請負人の記載事項に相違があった場合は、監督職員、元請負人の現場代理人、一次下請負人の主任技術者の出席による記載内容の聴取を実施するものとする。

（現場代理人の常駐義務緩和）

第１４条　本市が発注する建設工事で、次に掲げる要件のすべてを満たしている場合は、現場代理人を３件まで兼任することができる。

（１）　請負代金の額が４，５００万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては、９，０００万円）未満であること。

（２）　低入札価格調査を実施する基準価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る価格により落札したものでないこと。

（３）　特定建設工事共同企業体として契約するものでないこと。

（４）　兼任する工事が国又は他の地方公共団体発注工事であって、当該工事の発注者から現場代理人の兼任に関して認められていること。

（５）　兼任する工事の工事箇所が千葉市内に限ること。

（監理技術者の専任義務緩和）

第１５条　本工事において、建設業法第２６条第３項第２号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例２号による監理技術者」という。）の配置を行う場合は次の各号の要件をすべて満たさなければならない。

（１）建設業法第２６条第３項第２号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

（２）監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者（建設業法第７条第２号イ、ロ又はハに該当する者）のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）、又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第２７条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例２号による監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

（３）同一の専任特例２号による監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に２件までとする。

（４）専任特例２号による監理技術者が兼任できる工事は、本市が発注する建設工事でなければならない。

（５）請負代金の額が２億円未満であること。

（６）低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札し、契約する場合でないこと。

（７）特定建設工事共同企業体として契約する場合でないこと。

（ワンデーレスポンスの実施）

第１６条　本工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。

１　受注者は計画工程表の提出にあたって、監督員と協議のうえ、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる方法により、無駄を排した最適な工程表を作成すること。

２　受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

（契約後ＶＥ方式）

第１７条　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受付ける契約後ＶＥ方式の試行工事であり、「千葉市契約後ＶＥ方式試行要領」により実施するものとする。

「ＶＥ提案」とは設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に対し行う提案をいう。

２　ＶＥ提案の範囲

（１）受注者がＶＥ提案を行う範囲は、仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な手段等が、設計図書に明示又は指定（以下「指定」という。）があるもの及びそれに附帯するもののうち、工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的の変更を伴わないものとする。

（２）以下の提案は、ＶＥ提案の範囲に含めないものとする。

ア　工期の延長等の施工条件（施工方法等を除く）の変更を伴う提案

イ　入札時に入札参加資格要件として定めた、同種工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

ウ　契約書第１８条に基づき、条件変更が確認された後の提案

３　ＶＥ提案書の提出

（１）受注者は、前項のＶＥ提案を行う場合は、ＶＥ提案書（別紙様式－１～４）に記載し、発注者に提出しなければならない。

ア　ＶＥ提案書（別紙様式－１）

イ　ＶＥ提案項目内容の詳細（別紙様式－２）

ウ　ＶＥ提案による工事代金額の概算低減額及び算出根拠（別紙様式－３）

エ　工業所有権等の排他的権利を含むＶＥ提案である場合、その取り扱いに関する事項（別紙様式－４）

オ　その他ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項（別紙様式－４）

（２）発注者は、提出されたＶＥ提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

（３）発注者は、受注者と協議の上、ＶＥ提案の提出期限を決定することができる。

（４）ＶＥ提案の提出に要する費用は、受注者の負担とする。

４　ＶＥ提案の審査

（１）ＶＥ提案の審査にあたっては、提出されたＶＥ提案が、施工の確実性及び安全性が確保され、かつ、設計図書に定める工事目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であるかについて審査を行う。

（２）発注者は、受注者から提案内容についてのヒアリングを実施することができる。

５　ＶＥ提案の採否等

（１）発注者は、ＶＥ提案の採否について、ＶＥ提案の受領後１４日以内にＶＥ提案採否通知書（別紙様式－５）により受注者に通知する。ただし、受注者の同意を得た場合は、この期間を延期することができる。

また、提出されたＶＥ提案が適正と認められなかった場合は、その理由を付して通知する。

（２）発注者は、契約後ＶＥ対象工事に係る契約書追加条項の規定に基づき設計図書の変更を行う場合は、契約書第１９条の２第３項の規定により請負代金額の変更を行う。

（３）発注者は、ＶＥ提案を適正と認めた場合は、ＶＥ提案により低減する額（消費税相当額を除く）と請負代金額から消費税相当額を除いた額との割合（別表）により算出される点数を、千葉市が実施する総合評価落札方式（以下「総合評価落札方式」という。）の評価点に加点する。

なお、共同企業体による施工の場合は、構成員ごとの加点を出資比率で按分（別表）し加点する。

（４）加点対象工事は、ＶＥ提案採否通知書交付年度の翌年度に入札公告される総合評価落札方式による工事のうち「契約後ＶＥ方式の実績」が評価項目で設定されている工事で、かつ、加点された工事と同一業種の工事によるものとする。

（５）ＶＥ提案による加点の上限は業種毎に５点とし、加点対象期間は１ヵ年度間とする。

（６）ＶＥ提案を採用した後、契約書第１８条の条件変更が生じた場合において、発注者がＶＥ提案に対する変更案を求めた場合は、受注者はこれに応じなければならない。

なお、この場合においても評価点の加点については、変更しない。ただし、受発注者双方の責に帰することができない事由により、工事の続行が不可能となった場合等は、当該工事で獲得した加点を、ＶＥ提案の実績とするか否かについて調整会議に諮る。

（７）発注者は、ＶＥ提案の審査結果に対する不服申し立ては受付けない。

（８）発注者は、完成通知書を受理後、ＶＥ提案実績通知書（別紙様式－６）を受注者に交付する。

６　ＶＥ提案の利用

ＶＥ提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合、提案者に通知することなく千葉市が発注する他の工事に、無償で利用することができるものとする。

ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。

７　責任の所在

発注者がＶＥ提案を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、ＶＥ提案を行った受

注者の責任が否定されるものではない。

８　その他

ＶＥ提案に必要な書類等は、技術管理課ホームページよりダウンロードすること。

（別　表）請負代金額に対する低減額の割合

請負代金額に対する低減額の割合	加点
１％未満	0
１％以上３％未満	1
３％以上５％未満	2
５％以上７％未満	3
７％以上１０％未満	4
１０％以上	5

小数第４位四捨五入

〇共同企業体の場合の計算方法

・業種　□□□

・平成××年度（入札公告年度の前年度）工事における上記業種による加点の合計

Ａ社　４点、Ｂ社　３点

・出資比率　Ａ：Ｂ＝６０％：４０％

（４×０．６＋３×０．４）＝３点（小数点以下切り捨て）

（総合評価落札方式による技術提案に基づく施工）

第１８条　受注者は、入札時に提示した技術提案に基づき確実に施工するものとし、技術提案による契約金額の変更は行わないものとする。

（総合評価落札方式による技術提案が履行されない場合の措置）

第１９条　受注者の責により入札時の技術提案が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、未実施の技術提案の項目ごとに５点を減ずる。

（総合評価落札方式による技術提案に対する現場確認方法）

第２０条　発注者は、受注者が入札時に提示した技術提案等の履行確認を目的に、当該提案内容に基づき「技術提案等実施状況確認シート」を作成するものとする。

２　受注者は、発注者から提示された「技術提案等実施状況確認シート」を確認したうえで、実施状況を記録するものとする。

（デジタル工事写真）

第２１条　本工事で小黒板の電子化を行う場合は、工事契約後、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とする旨を、施工計画書等により、申し出るものとする。実施に際しては、別紙３「デジタル工事写真の小黒板情報電子化に関する特記仕様

書」によるものとする。

（天災対策）

第２２条　地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。

（局地的な大雨に対する安全対策について）

第２３条　局地的な大雨に対する安全対策は次の各号によること。

（１）注意報、警報などの気象情報を工事中止判断に活用するため、現場代理人及び協力会社の主任技術者は「ちばし安全・安心メール」への登録を行うこと。

（２）大雨に関する注意報発令後、流域内で降雨が確認された場合は、原則として作業を中止すること。

（３）大雨に関する警報が発令された場合は、原則として作業を中止すること。

（４）上記を踏まえた上で、現場特性を把握し、大雨時の安全管理計画を施工計画書へ明記すること。

（技術研修会の開催に対する協力）

第２４条　受注者は、千葉市及び関係団体から当該工事現場を使用した技術研修会の開催に関する依頼を受けた場合は、これに協力するものとする。

（工場製作期間）

第２５条　工場製作のみが行われている期間においては、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行う事が可能であり、同一の監理技術者（主任技術者）がこれらの製作を一括して管理することができる場合は監理技術者（主任技術者）の専任配置を要しない。

２　工場製作予定期間は、契約締結の翌日から３００日間とする。

（設計変更）

第２６条　本工事において契約書の規定により行う、設計図書の変更手続きについては、千葉市請負工事設計変更等ガイドラインに基づき実施するものとする。

（防振ゴム等の品質確保）

第２７条　東洋ゴム化工品(株)及びニッタ化工品(株)で製造された製品や材料を使用する場合は、第三者機関による品質を証明する書類を提出するものとする。

（安全管理について）

第２８条　下水道のマンホール、管渠等（労働安全衛生法施行令第二十一条第九号（別表第六）に掲げる作業場）における作業を行う場合は、酸素欠乏症等防止規則に基づき、事故防止に必要な措置を講ずるとともに酸素及び硫化水素の濃度を測定し、以下の項目について記録、保存するものとする。

一　測定日時
二　測定方法
三　測定箇所
四　測定条件
五　測定結果
六　測定を実施した者の氏名
七　測定結果に基づいて酸素欠乏症等の防止措置を講じたときは、当該措置の概要

（仮設工等の段階点検）
第２９条　受注者は、仮設工の計画、設計及び施工における次の各号に揚げる段階及び内容について、監督職員の指示する書式に従い、確認し、提出するものとする。
（１）　仮設工の設計完了段階（指定仮設については、発注者から提示された設計図書の内容検討完了段階）現地条件と整合した設計条件で設計され適切な仮設計画書が作成されているかを確認する。（なお、指定仮設については発注者から提示された設計図書が現地条件と整合した設計条件で設計され、安全確保された設計図書になっているかを確認する。）
（２）　仮設工の施工中間段階
仮設計画書どおりに施工が実施されているか確認する。
（３）　仮設工の施工完了段階
仮設計画書どおりに施工が実施されているか確認する。
（４）　仮設工の撤去中間段階
仮設計画書どおりに施工が実施されているか確認する。

（過積載による違法運行の防止）
第３０条　受注者は、工事の施工にあたって、次の各号を遵守するものとする。
（１）載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
（２）さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
（３）過積載車輌、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載等を助長することのないようにすること。
（４）取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、または、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
（５）建設発生土の処理及び骨材の納入等にあたって、下請け事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
（６）以上のことにつき、下請け業者にも十分指導すること。

（環境配慮依頼）
第３１条　本工事は、環境負荷を低減するため、下記のとおり環境へ配慮し、実施するものとする。
１　資材・廃土運搬時の環境配慮

（１）過積載の禁止、最短ルートの選択及び適正運転方法等を定めた「貨物自動車使用管理マニュアル」等を作成し、従業員に徹底する。

（２）騒音・振動の軽減に努める。

（３）夜間及び早朝の住宅地周辺の走行を極力避ける。

（４）渋滞時間帯の走行運搬を避ける。

（５）違法駐車及び積荷の落下等により、車の流れを阻害しないよう十分注意する。

（６）急発進・急加速を避ける。

（７）アイドリングストップを励行する。

（８）車両の点検整備を適正に行う。

（９）車両の購入又は更新の際には、できる限り低公害型車両を導入する。

２　工事実施時の騒音・振動の低減への配慮

（１）工事計画の策定にあたり、工事現場の周辺状況等を調査の上、低騒音・低振動の工法及び建設機械の採用に努める。

（２）工事の施工にあたり、周辺住民に対して、予め工事の概要、作業時間、作業期間及び騒音・振動防止対策について十分説明し、理解を得る。

（３）周辺住民に対して苦情処理の責任者を明確にし、苦情には速やかに誠意をもって対処する。

（４）騒音・振動を伴う作業は、日曜、祝日等の休日及び早朝、夜間には、原則として行わない。

（５）重機の搬出入、時間待ち車両のエンジン音、作業員の話し声及びラジオ等により、周辺住民に迷惑をかけないよう配慮する。

３　基礎工事実施時の地下水汚染及び土壌汚染防止への配慮

（１）地下水汚染の原因となる物質を適正に管理する。

（２）過去の土地利用状況からみて土壌汚染の恐れがないかを調べ、必要な場合は条例、要綱等に基づき、調査、報告書の提出及び土壌汚染対策を実施する。

４　建設副産物の発生抑制及び再利用の推進

（１）アスファルト・コンクリート塊及びコンクリート塊に関して

ア　再生資源利用［促進］計画に基づくリサイクル原則化ルールの徹底を図る。

イ　現場での不要物の除去を徹底し、再資源化施設への全量排出を図る。

（２）建設汚泥に関して

ア　再生資源利用［促進］計画に基づくリサイクル原則化ルールの徹底を図る。

イ　現場での脱水等により減量化を図り、排出量の減少を図る。

ウ　安定処理等により、処理土の工事での利用を図る。

（３）建設混合廃棄物に関して

ア　再生資源利用［促進］計画に基づくリサイクル原則化ルールの徹底を図る。

イ　現場内分別を徹底し、単品としてそれぞれ再資源化施設への搬出を図る。

ウ　部材のモジュール化、無梱包化、構造物の高寿命化等により、発生量を抑制する。

（４）建設発生土に関して

ア　建設発生土の現場内利用に努める。

イ　土砂を利用する工事における建設発生土の工事間流用に努める。

ウ　建設発生土の搬出先へ情報を提供する。

（アスベスト調査等）

第３２条　アスベスト含有の事前調査は、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令 21 号）に基づく解体等の作業を行うときは、事前調査を行い、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和４年度版（以下、改修工事標準仕様書（建築工事編）という。）1.5.1(ｲ)により調査結果を監督職員へ提出する。調査の結果、設計図書と異なる場合は、改修工事標準仕様書 1.5.1(ｳ)による。

１ 建物の完成年度

■ 幸ポンプ場　　昭和４１年（西暦 １９６６年）

２ 設備工事の完成年度

■ 幸ポンプ場受変電設備改築工事　　平成　元年（西暦 １９８９年）

３ アスベスト含有の有無

・ ダクトフランジ用ガスケット　　□含有 □非含有 □調査未実施

・ 配管の成型保温材（主にエルボ部分）　　□含有 □非含有 □調査未実施

・ 防火区画処理の耐火被覆板　　□含有 □非含有 □調査未実施

・ 自家発電設備の保温断熱　　□含有 □非含有 □調査未実施

・ 帯電防止タイル　　□含有 □非含有 □調査未実施

・ 自家発電設備の内部　　□含有 □非含有 □調査未実施

・ 機器（　　）　　□含有 □非含有 □調査未実施

４ 分析調査

■ 行わない

ただし、ダクト、配管、機器を撤去する場合、フランジ用ガスケット、保温材、機器等にアスベストが含有しているか否かを、石綿障害予防規則に従い目視確認する。（ただし、昭和 60 年度以前竣工の建築物については、アスベストが含有しているものとして取り扱う。）

□ 行う

調査費用　□本工事 □別途工事

調査方法　□JIS A 1481 による 調査対象（　　）

箇所数（　　）箇所

５ アスベスト含有材等の除去工事

アスベスト含有材等の除去は改修工事標準仕様書（建築工事編）9.1.4～ 9.1.5 によるほか、関係諸法令等に基づき実施する。

（１）ダクトフランジ用ガスケットの除去工事

□ 切断による方法

① 撤去方法

ア. ダクトの切断に先立ち、飛散防止措置としてダクトフランジ外周部分に飛散抑制剤の塗布、ビニルテープ貼り等を施す。

イ. ダクトの切断は、フランジ部分の両側約 100㎜ の箇所において慎重に行う。

ウ. 片側切断後、フランジ内周部分にも飛散防止措置を施し、もう片側の切断を行う。

② 処分方法

ア. 撤去したフランジ付ダクトは、石綿含有廃棄物である旨を表示のうえ構外搬出適切処理を行う。（フランジ部分を外さない限り非飛散性として扱える。）

□ グローブバッグにより処理する方法

① 撤去方法

ア. 切断による方法の①ア、イを行った後、フランジ部分をグローブバッグで覆い、離隔空間を形成のうえ飛散抑制剤を散布しながらガスケットを撤去する。

② 処分方法

ア. 撤去したガスケットは、特別管理産業廃棄物として構外搬出適切処理を行う。

（２） 配管の成形保温材の除去工事

□ 切断による方法

① 撤去方法

ア. 配管の切断に先立ち、飛散防止措置として成形保温材に飛散抑制剤を塗布し、成形保温材前後の保温材を撤去する。

イ. ビニルシート等で成形保温材を配管ごと密閉する。

ウ. 配管の切断は密閉部分の両側約 100㎜ の箇所において慎重に行う。

② 処分方法

ア. 撤去した成形保温材は、特別管理産業廃棄物として構外搬出適切処理を行う。

□ グローブバッグにより処理する方法

① 撤去方法

ア. 切断による方法の①アを行った後、成形保温材部分をグローブバッグで覆い、離隔空間を形成のうえ飛散抑制剤を散布しながら成形保温材の取り外しを行う。

② 処分方法

ア. 撤去した成形保温材は、特別管理産業廃棄物として構外搬出適切処理を行う。

6 石綿粉じん濃度測定

□ 行う（測定名称及び測定点は下表による）

測定箇所　※図示

測定名称	測定時期	測定場所	第　工区	備考
・測定 1	処理作業前	処理作業室内		—
・測定 2		施工区画周辺又は敷地境界		—
・測定 3	処理作業中	処理作業室内		—
・測定 4		セキュリティーゾーン入口		空気の流れを確認
・測定 5		負圧・除じん装置の排出口		除じん装置の性能確認

		（処理作業室外の場合）	
・測定 6		施工区画周辺又は敷地境界	―
・測定 7	処理作業後 （シート養生中）	処理作業室内	―
・測定 8		施工区画周辺又は敷地境界	―
・測定 9	処理作業後シート	処理作業室内	―
・測定 10	撤去後 1 週間以降	調査対象室外部の付近	―

石綿粉じん濃度測定方法

石綿粉じん濃度の測定は、「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法-第 1 部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡による。

測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。

	測定 3	測定 1,2,4,6,7,8,9,10	測定 5
計数機器	位相差顕微鏡		
メンブレンフィルタの直径	25 mm		47 mm
試料の吸引流量	1 L/min	5 L/min	10 L/min
試料の吸引時間	5 min	120 min	240 min
試料の透明化	アセトン-トリアセチレン法又は、シュウ酸ジェテル法		
計数条件	総アスベスト繊維数 200 本又は視野数 50 視野		
計数アスベスト	直径 3μm 未満、長さ 5μm 以上、長さと直径比 3:1 以上		
定量限界	50 f/L	0.5 f/L	0.3 f/L

報告書の作成（記録する項目）

ア.測定結果　イ.測定時間　ウ.測定位置（測定高さとともに図面上に記載する）

エ.サンプリング条件（メンブレンフィルタ直径、吸引時間、吸引空気量）

オ.マウンティング法　カ.顕微鏡視野面積、計数視野数

キ.測定時（各測定場所ごと）天候、温度、湿度、外気の風速及び風向

7 除去したアスベスト含有建材等の処分先は、下記の通りとする。

（処分先）

アスベスト種類	処分先	その他

※上記の処分先は積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、この限りではない。

（情報共有システムの活用）

第３３条　本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換し、共有し業務の効率化を図る、情報共有システムの試行対象工事である。実施に際しては、別に定める「千葉市情報共有システム試行要領」に基づき実施するものとする。

~~（契約金の支払方法）~~

~~第３４条　本工事は会計年度が２か年にわたる事業であり、請負代金額は契約締結時に別途定める各会計年度の支払限度額の範囲内で支払うものとする。なお、令和○年度の支払限度額は請負代金額の０％、当該支払限度額に対応する令和○年度出来高予定額は請負代金額の０％とし、令和○年度の支払限度額は請負代金額の１００％、当該支払限度額に対する令和○年度出来高予定額は請負代金額の１００％とする。~~

（千葉開府９００年記念事業）

第３５条　本工事は、「千葉開府９００年記念事業」対象工事である。実施に際しては、別紙「千葉開府９００年記念事業に関する特記仕様書」によるものとする。

~~（その他）~~

~~第３６条　本件は、工期限が翌年度になる案件であり、契約に先立ち、令和○年度補正予算建設改良費として千葉市議会（令和○年第１回定例会）の議決を得る必要があり、議会の議決が得られない場合は、契約手続きを中止する。また、契約手続き中止に関し、市は一切の責任を負わないものとする。~~

第２章　特記仕様

（工事概要）

第１条　本工事の対象機器は、次のとおりとする。

①	柱上気中負荷開閉器	１式
②	引込受電盤(H-11)	１面
③	高圧切替盤(H-12)	１面
④	高圧き電盤(H-13)	１面
⑤	コンデンサ盤(H-14)	１面
⑥	400V 変圧器盤(H-15)	１面
⑦	400V 分岐盤(L-11)	１面
⑧	200V 変圧器盤(H-16)	１面
⑨	200V 分岐盤(L-12)	１面
⑩	照明変圧器盤(L-13)	１面
⑪	3 号ポンプ盤 (PA13)	１面
⑫	4 号ポンプ盤 (PA14)	１面
⑬	5 号ポンプ盤 (PA15)	１面
⑭	6 号ポンプ盤 (PA16)	１面
⑮	コンデンサ盤(PL11)	１面
⑯	計装盤(1)(K1)機能増設	１式
⑰	コントローラ盤(1)(2)(CT-10/11)機能増設	１式
⑱	遠方監視制御装置 1(親局)(TCS-1)機能増設	１式
⑲	遠方監視サーバ装置(TSV-1)機能増設	１式

（工事範囲）

第２条　本工事の工事範囲は、次のとおりとする。

（１）第１条に記載する機器の製作、据付及び試運転調整工事

（２）必要な動力、制御、計装設備の配線工事及び配線路築造工事

（３）撤去機器、配線及び配管の撤去工事

（４）接地工事

（５）試験調整

（６）その他上記に伴う諸工事

（機器の個別仕様）

第３条　機器の個別仕様は、次のとおりとする。

（１）運転操作設備

①　柱上気中負荷開閉器　　１式

形　　式　　屋外仕様

機器構成　　設計図参照

その他必要なもの

② 引込受電盤(H-11) 1面

形　　式	屋内自立閉鎖形
寸　　法	設計図参照
定格電圧	AC6600V　50Hz
盤面取付機器	設計図参照
収納機器	設計図参照
	その他必要なもの

③ 高圧切替盤(H-12) 1面

形　　式	屋内自立閉鎖形
寸　　法	設計図参照
定格電圧	AC6600V　50Hz
盤面取付機器	設計図参照
収納機器	設計図参照
	その他必要なもの

④ 高圧き電盤(H-13) 1面

形　　式	屋内自立閉鎖形
寸　　法	設計図参照
定格電圧	AC6600V　50Hz
盤面取付機器	設計図参照
収納機器	設計図参照
	その他必要なもの

⑤ コンデンサ盤(H-14) 1面

形　　式	屋内自立閉鎖形
寸　　法	設計図参照
定格電圧	AC6600V　50Hz
盤面取付機器	設計図参照
収納機器	設計図参照
	その他必要なもの

⑥ 400V 変圧器盤(H-15) 1面

形　　式	屋内自立閉鎖形
寸　　法	設計図参照
定格一次電圧	AC6600V　50Hz
定格二次電圧	AC　420V　50Hz
盤面取付機器	設計図参照

収納機器　　設計図参照
　　その他必要なもの

⑦　400V 分岐盤(L-11)　　1 面
形　　式　　屋内自立閉鎖形
寸　　法　　設計図参照
定格電圧　　AC400V　50Hz
盤面取付機器　　設計図参照
収納機器　　設計図参照
　　その他必要なもの

⑧　200V 変圧器盤(H-16)　　1 面
形　　式　　屋内自立閉鎖形
寸　　法　　設計図参照
定格一次電圧　　AC6600V　50Hz
定格二次電圧　　AC 210V　50Hz
盤面取付機器　　設計図参照
収納機器　　設計図参照
　　その他必要なもの

⑨　200V 分岐盤(L-12)　　1 面
形　　式　　屋内自立閉鎖形
寸　　法　　設計図参照
定格電圧　　AC200V　50Hz
盤面取付機器　　設計図参照
収納機器　　設計図参照
　　その他必要なもの

⑩　照明変圧器盤(L-13)　　1 面
形　　式　　屋内自立閉鎖形
寸　　法　　設計図参照
定格一次電圧　　AC 210V　50Hz
定格二次電圧　　AC 210-105V 50Hz
盤面取付機器　　設計図参照
収納機器　　設計図参照
　　その他必要なもの

⑪　3 号ポンプ盤(PA13)　　1 面
形　　式　　屋内自立閉鎖形

寸　　法　　設計図参照
定格電圧　　AC400V　50Hz
盤面取付機器　　設計図参照
収納機器　　設計図参照
　　その他必要なもの

⑫　4号ポンプ盤(PA14)　　1面
形　　式　　屋内自立閉鎖形
寸　　法　　設計図参照
定格電圧　　AC400V　50Hz
盤面取付機器　　設計図参照
収納機器　　設計図参照
　　その他必要なもの

⑬　5号ポンプ盤(PA15)　　1面
形　　式　　屋内自立閉鎖形
寸　　法　　設計図参照
定格電圧　　AC400V　50Hz
盤面取付機器　　設計図参照
収納機器　　設計図参照
　　その他必要なもの

⑭　6号ポンプ盤(PA16)　　1面
形　　式　　屋内自立閉鎖形
寸　　法　　設計図参照
定格電圧　　AC400V　50Hz
盤面取付機器　　設計図参照
収納機器　　設計図参照
　　その他必要なもの

⑮　コンデンサ盤(PL11)　　1面
形　　式　　屋内自立閉鎖形
寸　　法　　設計図参照
定格電圧　　AC400V　50Hz
盤面取付機器　　設計図参照
収納機器　　設計図参照
　　その他必要なもの

⑯　計装盤(1)(K1)機能増設　　1式
機能増設内容

受変電設備更新に伴い、入出力点数及び名称変更等の機能増設を行う。また、タッチパネルの画面変更の機能増設も行う。

入出力点数

処理点数

・ＤＩ　約１１点

・ＤＯ　約　２点

・ＰＩ　約　１点

⑰　コントローラ盤(1)(2)(CT-10/11)機能増設　　１式

機能増設内容

受変電設備更新に伴い、入出力点数及び名称変更等の機能増設を行う。また、タッチパネルの画面変更の機能増設も行う。

入出力点数

処理点数

・ＤＩ　約１１点

・ＤＯ　約　２点

・ＰＩ　約　１点

⑱　遠方監視制御装置１(親局)(TCS-1)機能増設　　１式

機能増設内容

受変電設備更新に伴い、入出力点数及び名称変更等の機能増設を行う。

入出力点数

処理点数

・ＤＩ　約１１点

・ＤＯ　約　２点

・ＰＩ　約　１点

⑲　遠方監視サーバ装置(TSV-1)機能増設　　１式

機能増設内容

受変電設備更新に伴い、入出力点数及び名称変更等の機能増設を行う。

入出力点数

処理点数

・ＤＩ　約１１点

・ＤＯ　約　２点

・ＰＩ　約　１点

（撤去機器）

第４条　本工事における撤去機器は、次のとおりとする。

① 柱上気中負荷開閉器　1式
② 引込盤 (H-1)　1面
③ 受電盤 (H-2)　1面
④ 切替盤(H-3)　1面
⑤ 進相コンデンサ盤(H-4)　1面
⑥ 照明変圧器盤(H-5)　1面
⑦ 400V 系変圧器 1 次/200V 系変圧器 1 次盤(H-6)　1面
⑧ 200V 系変圧器盤(H-8)　1面
⑨ 200V 系変圧器 2 次盤(L-2)　1面
⑩ 400V 系変圧器盤(H-7)　1面
⑪ 400V 系変圧器 2 次盤(L-1)　1面
⑫ 1･2･3 号ポンプ盤(PA01)　1面
⑬ 4 号ポンプ盤(PA02)　1面
⑭ 5 号ポンプ盤(PA03)　1面
⑮ 6 号ポンプ盤(PA04)　1面

（仮設計画）

第５条 本工事における仮設計画を下記に示す。

(1) 幸ポンプ場は屋外に空きスペースが十分に存在するため、仮設盤を設置し、受電設備の更新を行う、切替手順は下記を参考とすること。ただし、受注者を拘束するものではない。

１．屋外に鋼板ステージを作り仮設盤を設置する。

２．FEP で保護した仮設ケーブルを建屋内まで敷設し、各盤までの配線をおこなう。

３．既設受変設備の撤去

４．新受電設備の据付・ケーブル布設を行う。

５．切替後、仮設撤去及び関連ケーブルを撤去する。

（その他）

第６条　施工上の留意事項

（１）改築対象施設は稼働中の施設であり、処理機能を損なうことのないよう施工すること。

（２）既存施設を十分調査の上、既設施設の設計思想を理解し、施設全体の機能が十分発揮させるようにするとともに、維持管理・保守点検等に支障がないように機器製作、施工を行うこと。

（３）現場施工においては、現地作業内容・手順書等を十分検討の上、養生・インターロック等の事前処置及び復旧を適切に実施し、既設機器の運転に支障がないように作業を行うこと。

（４）社会情勢に伴う機器（材料）等の納期遅延により、工期内に工事が完成できないことを理由に、工期の延長を請求する場合、工事請負契約書の規定により協議に応じ、特段の事情がない限り、受注者の責によらない事由として取り扱うこととする。

参考資料　　運転方案

本運転方案は、参考資料である。

受注者は、その基本思想を十分理解し（操作場所、表示方式、操作モード等）承諾図として提出し、監督員の承諾を受け、システムを構築すること。

運転方案

1.1 共通事項

本運転方案は、標準的な機器の運転操作の概要を示しているものであり、詳細については、打合せによって決定する。

2.2 凡例

1．運転方式

運転方式の表現は、操作場所、切換方式、条件及び符号で表現する。

(1) 操作場所の表し方

該当する操作場所内にある切換スイッチ（ＣＯＳ）、操作スイッチ（ＣＳ）を１点鎖線で囲み、操作場所を明記する。

(2) 切換方式、操作方式の表し方

切換スイッチ（ＣＯＳ）、操作スイッチ（ＣＳ）等の符号にて明記する。

ＣＯＳ	
Ｚ	Ｚ

：切換スイッチ［Ｚ：操作場所を記入］

Ｃ	Ｓ
Ｚ	Ｚ

：操作スイッチ［Ｚ：操作方式を記入］

ＳＳ＋ＭＳ	
Ｚ	Ｚ

：2 挙動スイッチ［Ｚ：操作方式を記入］

ＰＢＳ
Ｚ

：押釦スイッチ［Ｚ：操作方式を記入］

ＬＣＤ	
Ｚ	Ｚ

：ディスプレイ画面操作［Ｚ：操作方式を記入］

(3) 運転条件の表し方

運転に必要な各条件を項目にして明記する。

(4) 制御機器の表し方

制御機器の制御状態と共に明記する。

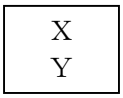

：制御機器［Ｘ：機器名称、Ｙ：状態］

(5) 各種条件符号の表し方

Ｚ：条件信号名

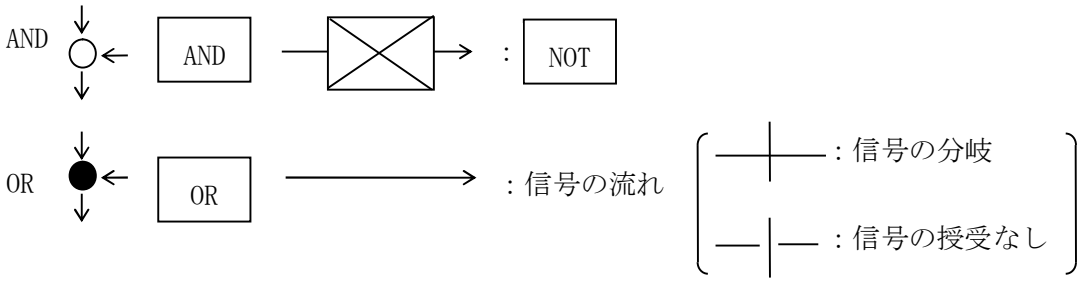

(6) 員　数

ＣＳ、ＣＯＳ、ＳＳ等の員数については、記入無い場合は１個とする。

2. 表示方式

(1) 表示方式の表現は、該当する項目に〇印に記入する。

分類は下記の３区分とする。

①運転・状態表示

②運転操作

③故障・異常表示

(2) 停止条件の表し方

Ｋ：投入インターロック

Ｔ：遮断

Ｓ：遮断不可

区分	受変電設備	機器名称	場内共通	容量	ー kW

運転方式	既設 1 台	今回 0 台	全体 1 台

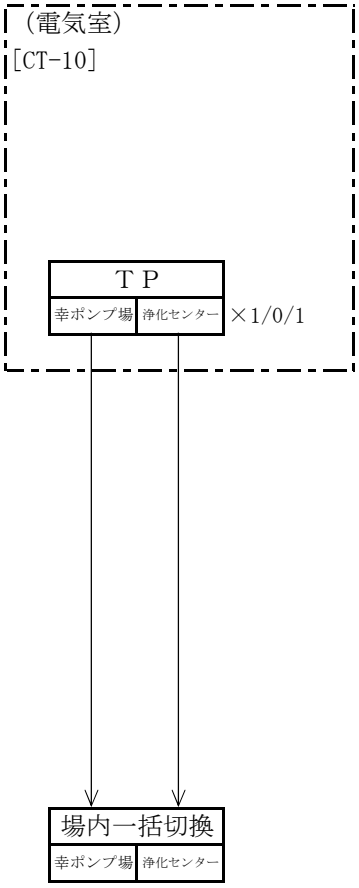

場内共通

	項　　目	停止条件	現場	電気室					中央			備　考
			LCB	C/C	高低圧盤	TP			LCD			
運転・状態表示												
運転操作	幸ポンプ場－浄化センター　切換ＳＷ					○						
故障・異常表示												
計器類												

区分	受変電設備	機器名称	受電断路器	容量	ー kW

運　転　方　式	既設 1 台	今回 1 台	全体 1 台

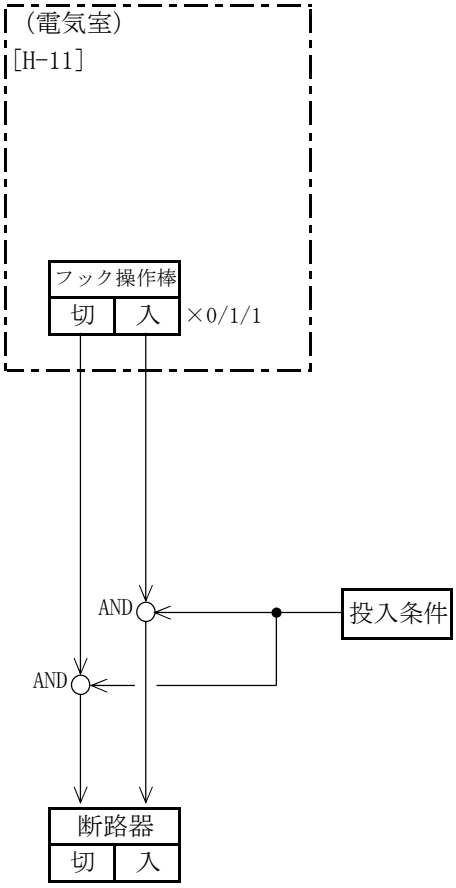

投入条件

受電しゃ断器入でない

受電断路器

	項　　目	停止条件	現場	電気室					中央			備　考
			LCB	C/C	高低圧盤	TP			LCD			
運転・状態表示	入				○							
	切				○							
運転操作												
故障・異常表示												
計器類												

区分	受変電設備	機器名称	受電しゃ断器	容量	ー　kW
運　転　方　式		既設　1　台	今回　1　台	全体　1　台	

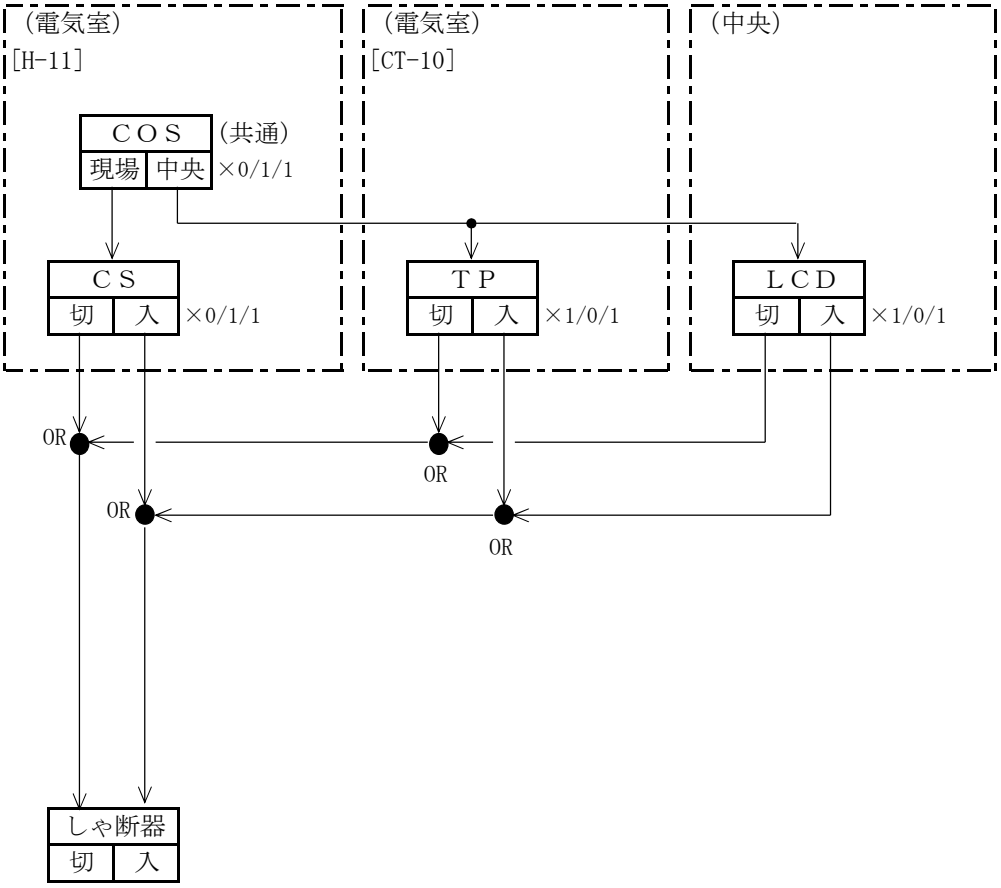

受電しゃ断器

	項　　目	停止条件	現場	電気室					中央			備　考
			LCB	C/C	高低圧盤	TP			LCD			
運転・状態表示	中央					○			○			
	現場								○			
	入				○	○			○			
	切				○	○			○			
	復電					○			○			
運転操作	現場－中央　切換ＳＷ				○							
	切－入　操作ＳＷ				○	○			○			
故障・異常表示	受電地絡	T			○	○			○			
	受電過電流	T			○	○			○			
	不足電圧	T			○	○			○			
	制御電源断					○			○			
計器類	受電電圧				○				○			
	受電電流				○				○			
	受電電力				○				○			
	受電周波数				○				○			
	受電力率				○				○			
	受電電力量				○				○			

区分	受変電設備	機器名称	商用－自家発切換	容量	－ kW
運　転　方　式		既設 1 台	今回 1 台	全体 1 台	

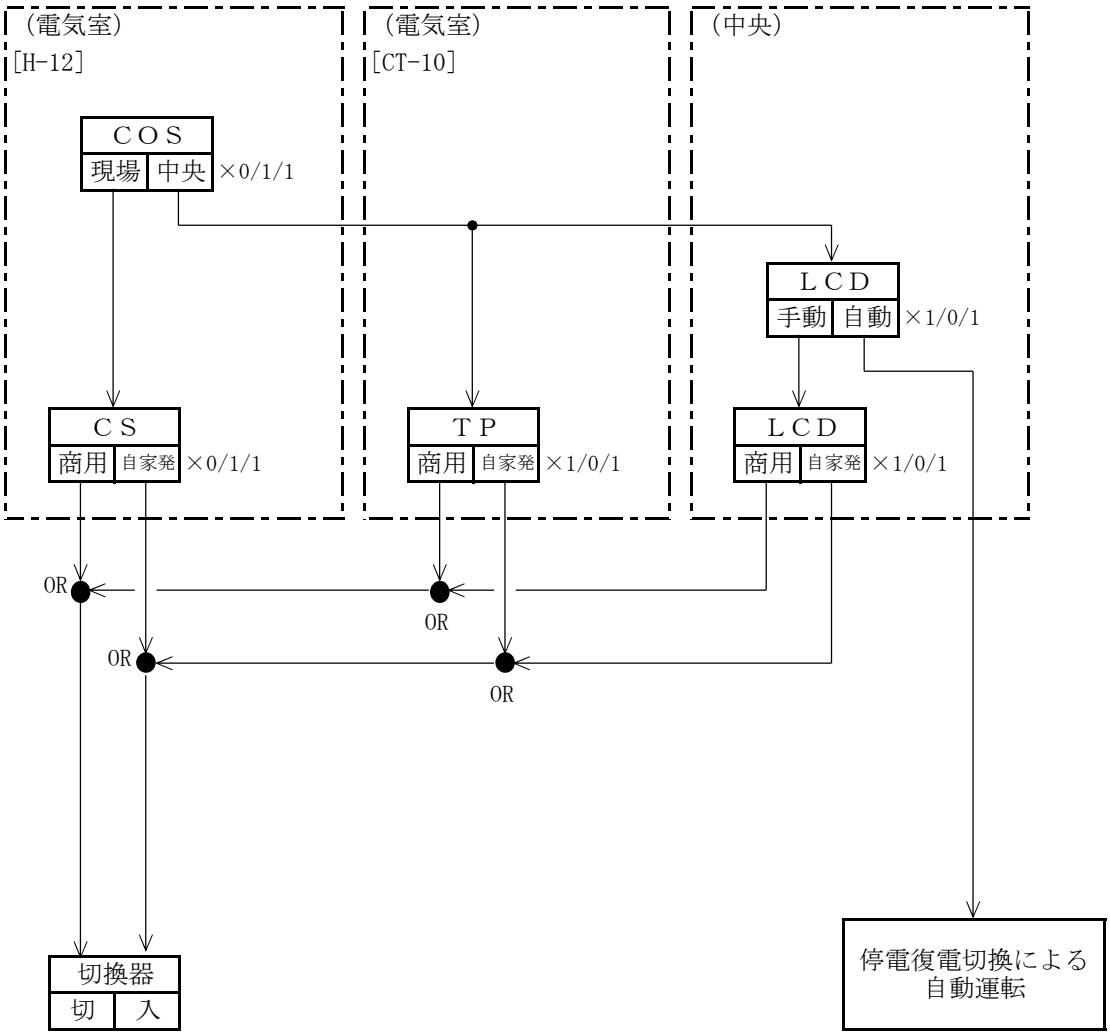

商用－自家発切換

	項　　目	停止条件	現場	電気室					中央			備　考
			LCB	C/C	高低圧盤	TP			LCD			
運転・状態表示	中央								○			
	現場								○			
	自動								○			
	手動								○			
	商用				○	○			○			
	自家発				○	○			○			
運転操作	現場－中央　　切換ＳＷ				○							
	手動－自動　　切換ＳＷ								○			
	自家発－商用　　操作ＳＷ				○	○			○			
故障・異常表示												
計器類	電圧				○							

区分	受変電設備	機器名称	コンデンサVMC	容量	ー kW

運転方式	既設 1 台	今回 1 台	全体 1 台

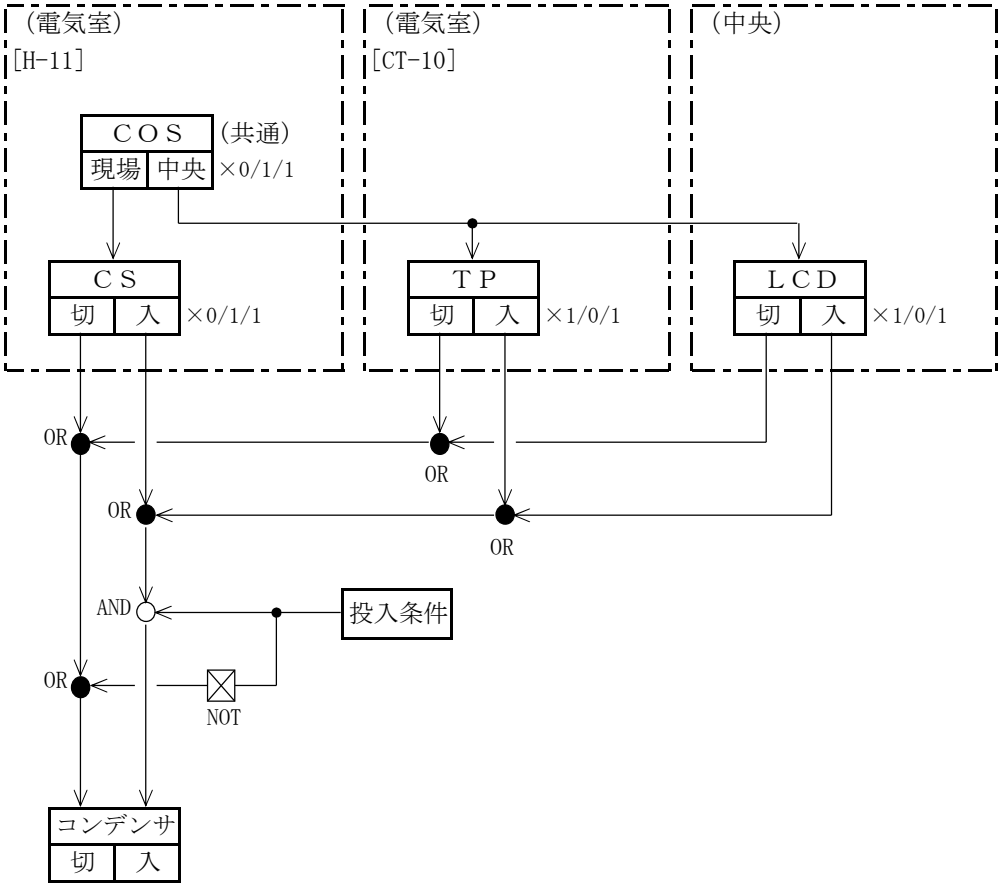

投入条件

PF断でない
リアクトル故障でない
コンデンサ故障でない

コンデンサVMC

	項　　目	停止条件	現場	電気室					中央			備　考
			LCB	C/C	高低圧盤	TP			LCD			
運転・状態表示	入				○	○			○			
	切				○	○			○			
運転操作	切ー入　　操作ＳＷ				○	○			○			
故障・異常表示	PF断	T			○	○			○			
	故障					○			○			
	リアクトル故障	T			○							
	コンデンサ故障	T			○							
計器類	電流				○							

区分	受変電設備	機器名称	400V変圧器一次LBS	容量	ー kW

運転方式	既設 1 台	今回 1 台	全体 1 台

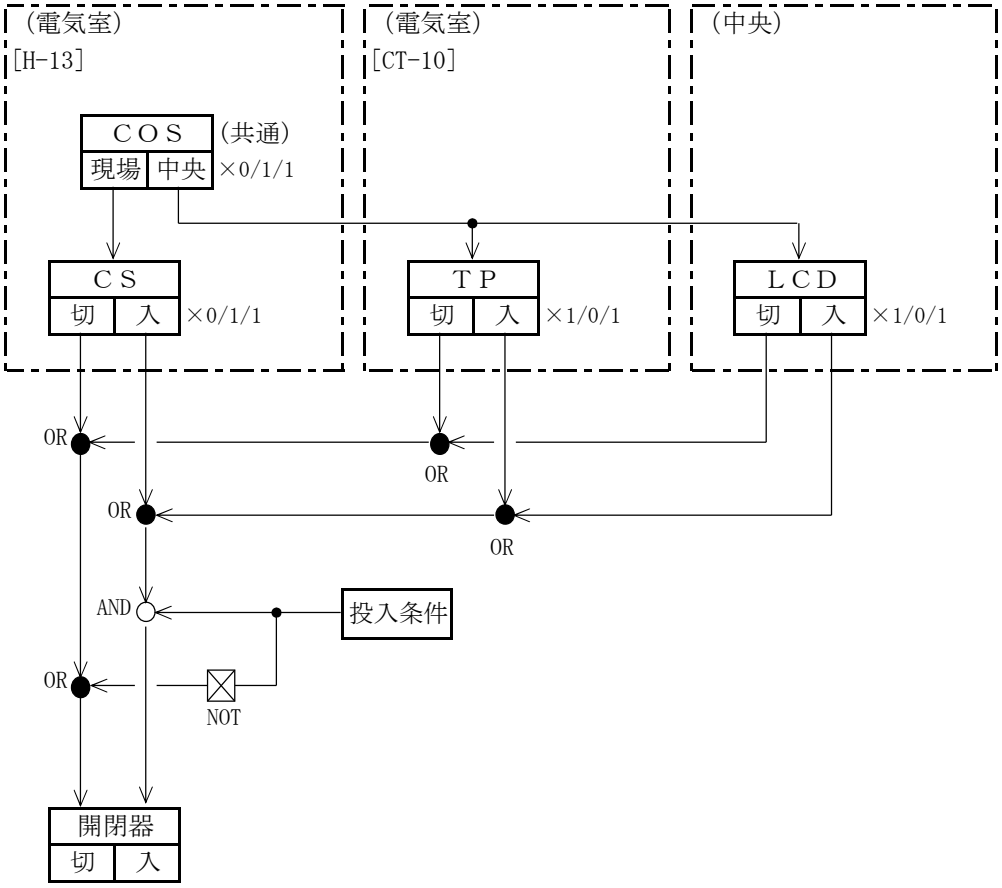

投入条件

PF断でない

400V変圧器一次LBS

	項　　目	停止条件	現場	電気室					中央			備　考
			LCB	C/C	高低圧盤	TP			LCD			
運転・状態表示	入				○	○			○			
	切				○	○			○			
運転操作	切－入　　操作ＳＷ				○	○			○			
故障・異常表示	PF断	T			○	○			○			
計器類	電流				○							

区分	受変電設備	機器名称	400V変圧器二次MCCB	容量	ー kW

運　転　方　式	既設 1 台	今回 1 台	全体 1 台

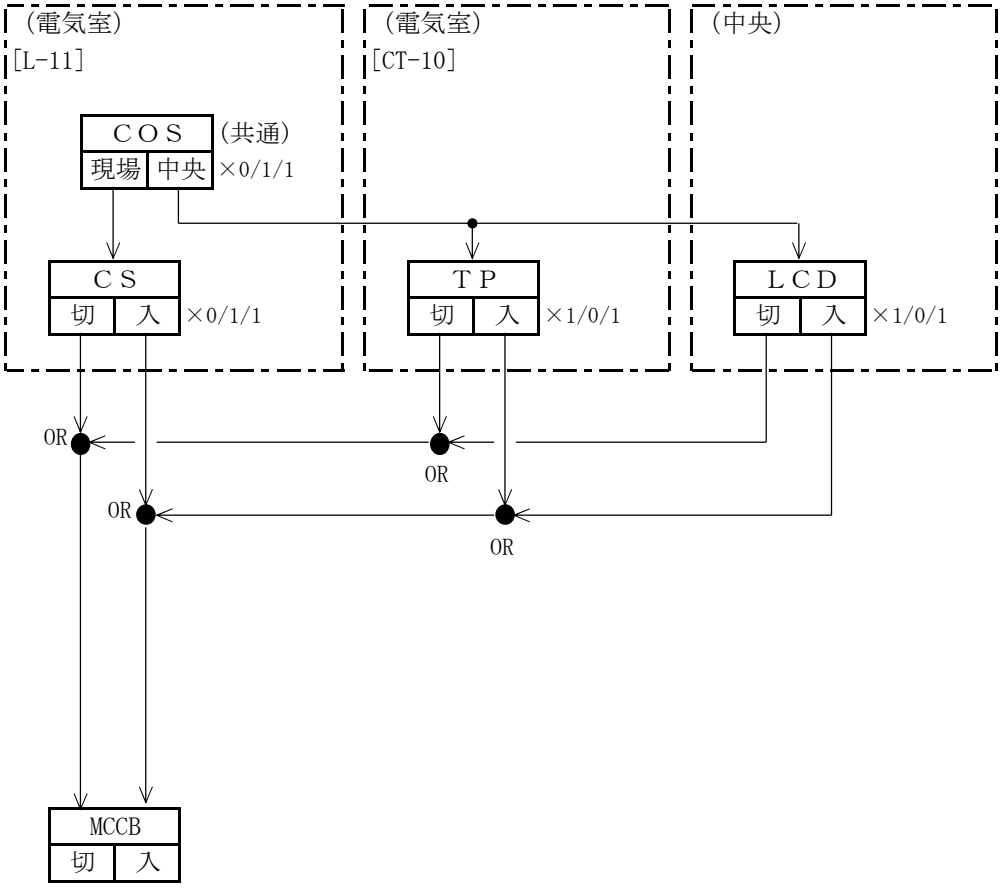

400V変圧器二次MCCB

	項　　目	停止条件	現場	電気室					中央			備　考
			LCB	C/C	高低圧盤	TP			LCD			
運転・状態表示	入				○	○			○			
	切				○	○			○			
運転操作	切ー入　　操作ＳＷ				○	○			○			
故障・異常表示	地絡過電流（重）	T				○			○			変圧器
	地絡過電流（軽）					○			○			変圧器
	変圧器温度上昇					○			○			変圧器
	変圧器盤冷却ファン故障					○			○			変圧器
	変圧器二次主幹　　MCCB断				○							
	1/2号ポンプ盤　　MCCB断				○							
	1/2号ポンプ盤　　地絡				○							
	3号ポンプ盤　　MCCB断				○							
	3号ポンプ盤　　地絡				○							
	4号ポンプ盤　　MCCB断				○							
	4号ポンプ盤　　地絡				○							
	5号ポンプ盤　　MCCB断				○							
	5号ポンプ盤　　地絡				○							
	6号ポンプ盤　　MCCB断				○							
	6号ポンプ盤　　地絡				○							
	コントロールセンタ(CC21)　MCCB断				○							
	コントロールセンタ(CC21)　地絡				○							
計器類	電圧					○			○			
	電流					○			○			

区分	受変電設備	機器名称	200V変圧器一次LBS	容量	ー kW

運転方式	既設 1 台	今回 1 台	全体 1 台

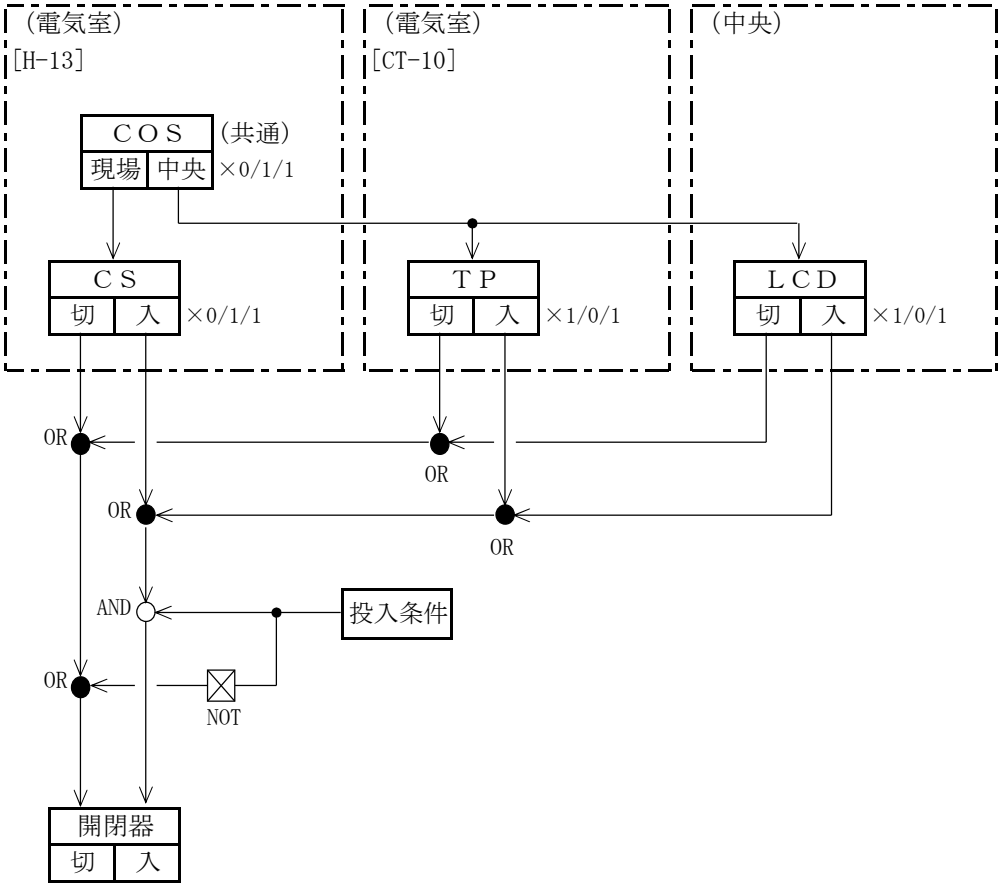

投入条件

PF断でない

200V変圧器一次LBS

	項　　目	停止条件	現場	電気室					中央			備　考
			LCB	C/C	高低圧盤	TP			LCD			
運転・状態表示	入				○	○			○			
	切				○	○			○			
運転操作	切－入　　操作ＳＷ				○	○			○			
故障・異常表示	PF断	T			○	○			○			
計器類	電流				○							

区分	受変電設備	機器名称	200V変圧器二次MCCB	容量	ー kW

運転方式	既設 1 台	今回 1 台	全体 1 台

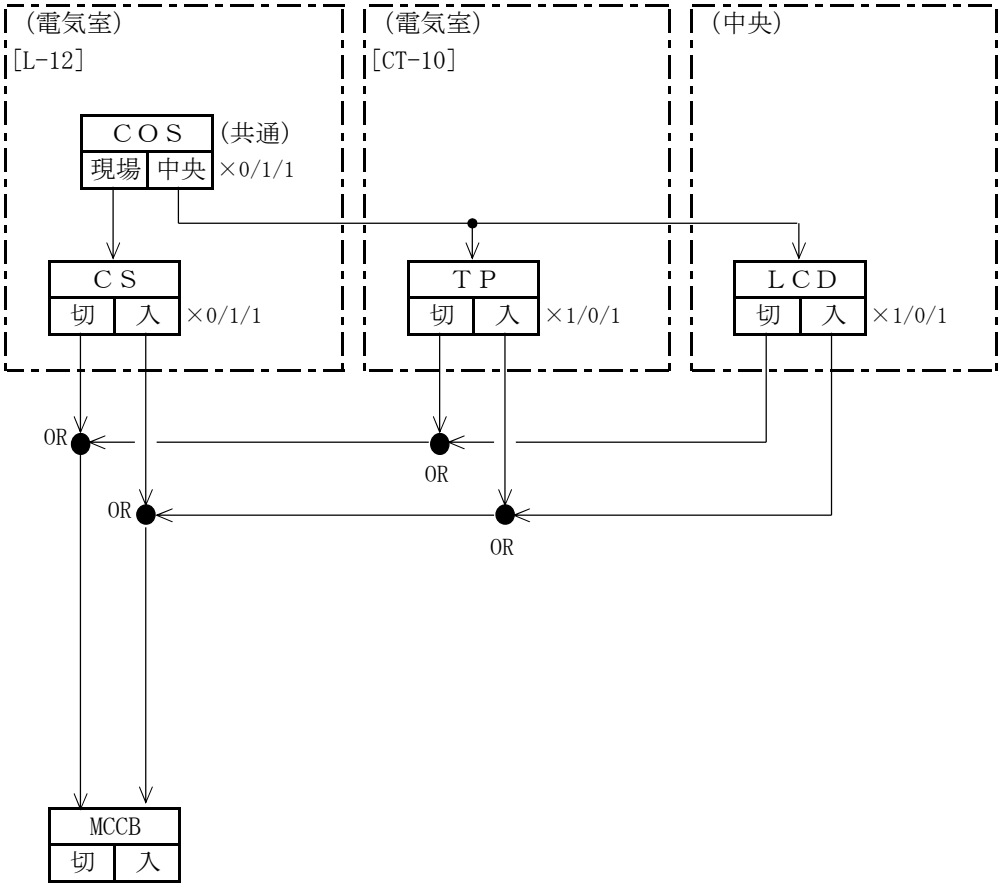

200V変圧器二次MCCB

	項　　目	停止条件	現場	電気室					中央			備　考
			LCB	C/C	高低圧盤	TP			LCD			
運転・状態表示	入				○	○			○			
	切				○	○			○			
運転操作	切ー入　　操作ＳＷ				○	○			○			
故障・異常表示	地絡過電流（重）	T				○			○			変圧器
	地絡過電流（軽）					○			○			変圧器
	変圧器温度上昇					○			○			変圧器
	変圧器盤冷却ファン故障					○			○			変圧器
	変圧器二次主幹　　MCCB断				○							
	コントロールセンタ(CC1)　MCCB断				○							
	コントロールセンタ(CC1)　地絡				○							
	直流電源盤　　MCCB断				○							
	直流電源盤　　地絡				○							
	コンプレッサー電源　　MCCB断				○							
	コンプレッサー電源　　地絡				○							
	空調機電源　　MCCB断				○							
	空調機電源　　地絡				○							
	予備　　MCCB断				○							
	予備　　地絡				○							
計器類	電圧								○			
	電流								○			

区分	受変電設備	機器名称	照明分岐	容量	ー kW
運　転　方　式		既設 1 台	今回 1 台	全体 1 台	

照明分岐

	項　　目	停止条件	現場	電気室					中央			備　考
			LCB	C/C	高低圧盤	TP			LCD			
運転・状態表示												
運転操作	変圧器一次主幹　MCCB断				○							
	変圧器二次主幹　MCCB断				○							
	照明分電盤　MCCB断				○							
	照明分電盤　地絡				○							
	コントロールセンタ(CC6)　MCCB断				○							
	コントロールセンタ(CC6)　地絡				○							
	盤内制御電源盤内照明　MCCB断				○							
	盤内制御電源盤内照明　地絡				○							
	予備　MCCB断				○							
	予備　地絡				○							
故障・異常表示												
計器類												

区分	ポンプ設備	機器名称	汚水ポンプ３号	容量	100 kW
運　転　方　式		既設 1 台	今回 1 台	全体 1 台	

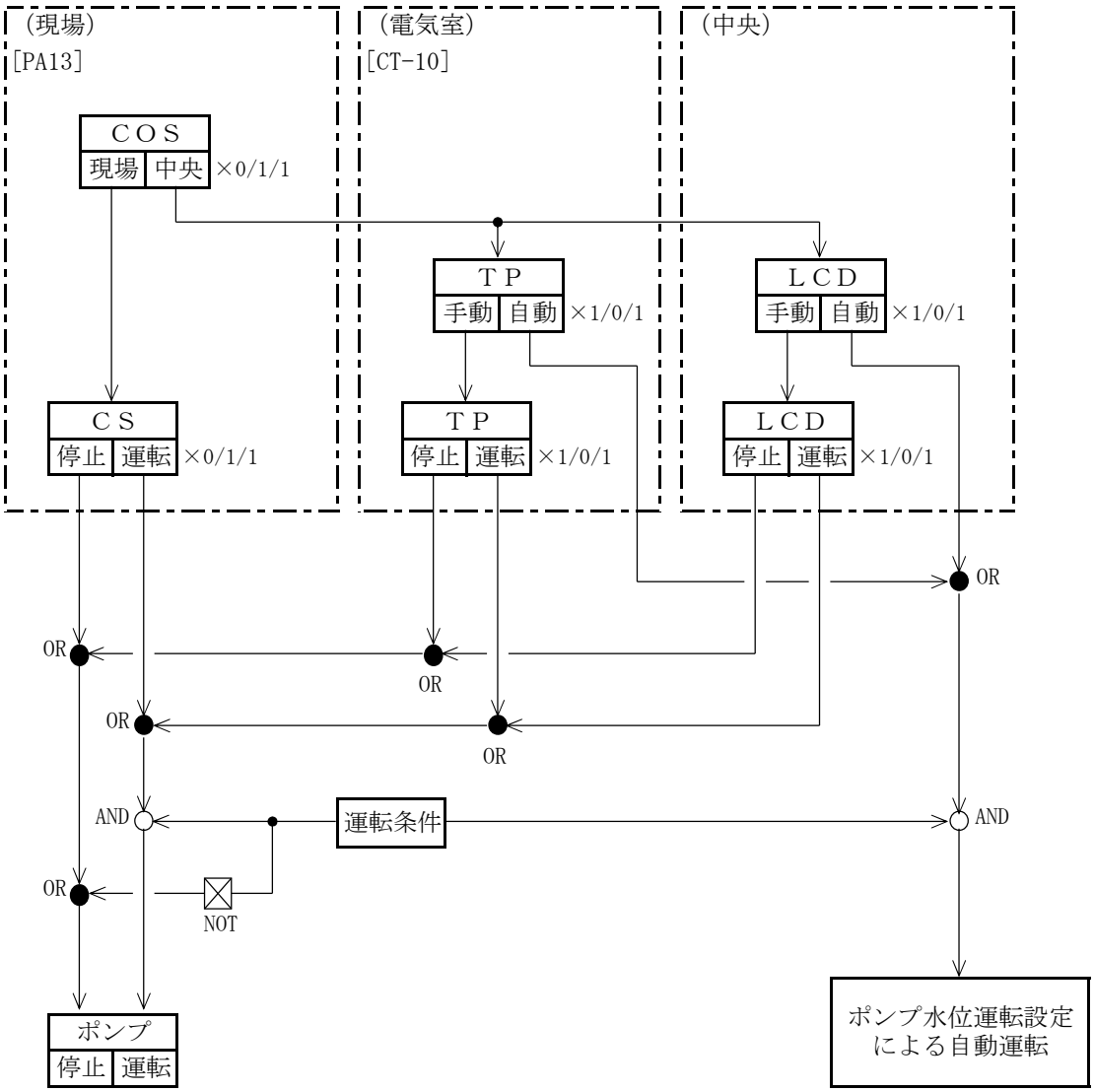

運転条件

保護Ry動作中でない（MCCB,THR,ELR）
電動機温度上昇でない
給水圧低下でない

汚水ポンプ３号

	項　　目	停止条件	現場	電気室					中央			備　考
			LCB	C/C	高低圧盤	TP			LCD			
運転・状態表示	中央					○			○			
	現場					○			○			
	自動					○			○			
	手動					○			○			
	運転				○	○			○			
	停止				○	○			○			
	準備完了					○			○			
運転操作	現場－中央　　切換ＳＷ				○							
	手動－自動　　切換ＳＷ					○			○			
	停止－運転　　操作ＳＷ				○	○			○			
	自動運転水位設定					○						
	自動停止水位設定					○						
	封水弁　開				○							盤内
故障・異常表示	過電流	T		┐		○			○			
	地絡	T		┤		○			○			
	給水圧低下	T		┤		○			○			
	電動機温度上昇	T		┤		○			○			
	始動器渋滞	T		┤		○			○			
	故障			└	○							
計器類	電流				○	○			○			
	電力量				○				○			
	運転時間計				○							

区分	ポンプ設備	機器名称	汚水ポンプ４号	容量	160 kW

運転方式	既設 1 台	今回 1 台	全体 1 台

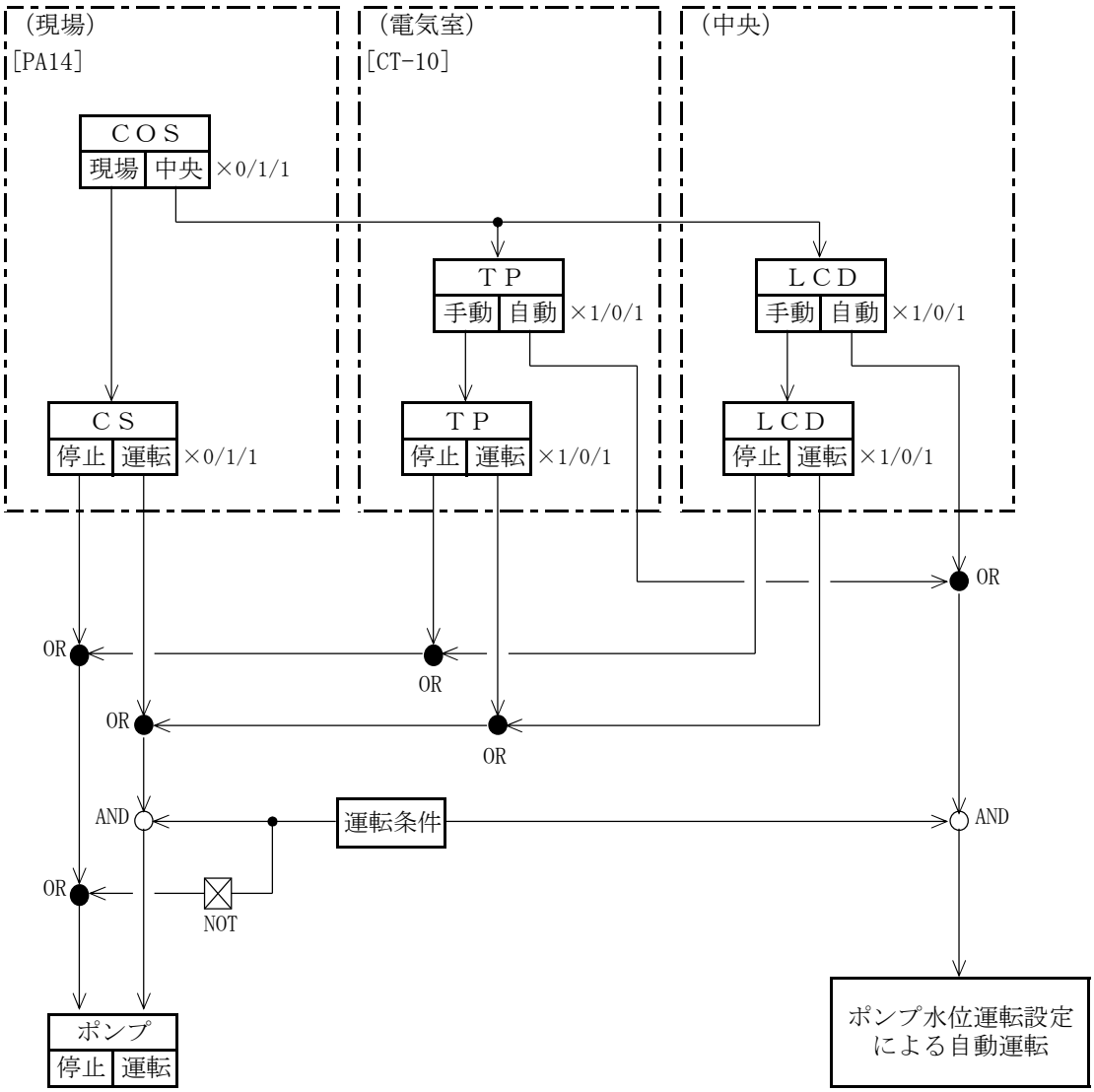

運転条件

保護Ry動作中でない（MCCB,THR,ELR）
電動機温度上昇でない
給水圧低下でない

汚水ポンプ４号

	項　　目	停止条件	現場	電気室					中央			備　考
			LCB	C/C	高低圧盤	TP			LCD			
運転・状態表示	中央					○			○			
	現場					○			○			
	自動					○			○			
	手動					○			○			
	運転				○	○			○			
	停止				○	○			○			
	準備完了					○			○			
	可変速				○	○			○			
	固定速				○	○			○			
運転操作	現場－中央　切換ＳＷ				○							
	手動－自動　切換ＳＷ					○			○			
	停止－運転　操作ＳＷ				○	○			○			
	４号－５号－６号　切換ＳＷ				○							共通
	自動運転水位設定					○						
	自動停止水位設定					○						
	封水弁　開				○							盤内
故障・異常表示	過電流	T		┐		○			○			
	地絡	T		┤		○			○			
	給水圧低下	T		┤		○			○			
	電動機温度上昇	T		┤		○			○			
	始動器渋滞	T		┤		○			○			
	サイフレック故障			│		○			○			
	故障			└	○							
計器類	電流				○	○			○			
	電力量				○				○			
	ポンプ回転数				○	○			○			
	運転時間計				○							

区分	ポンプ設備	機器名称	汚水ポンプ５号	容量	160 kW

運転方式	既設 1 台	今回 1 台	全体 1 台

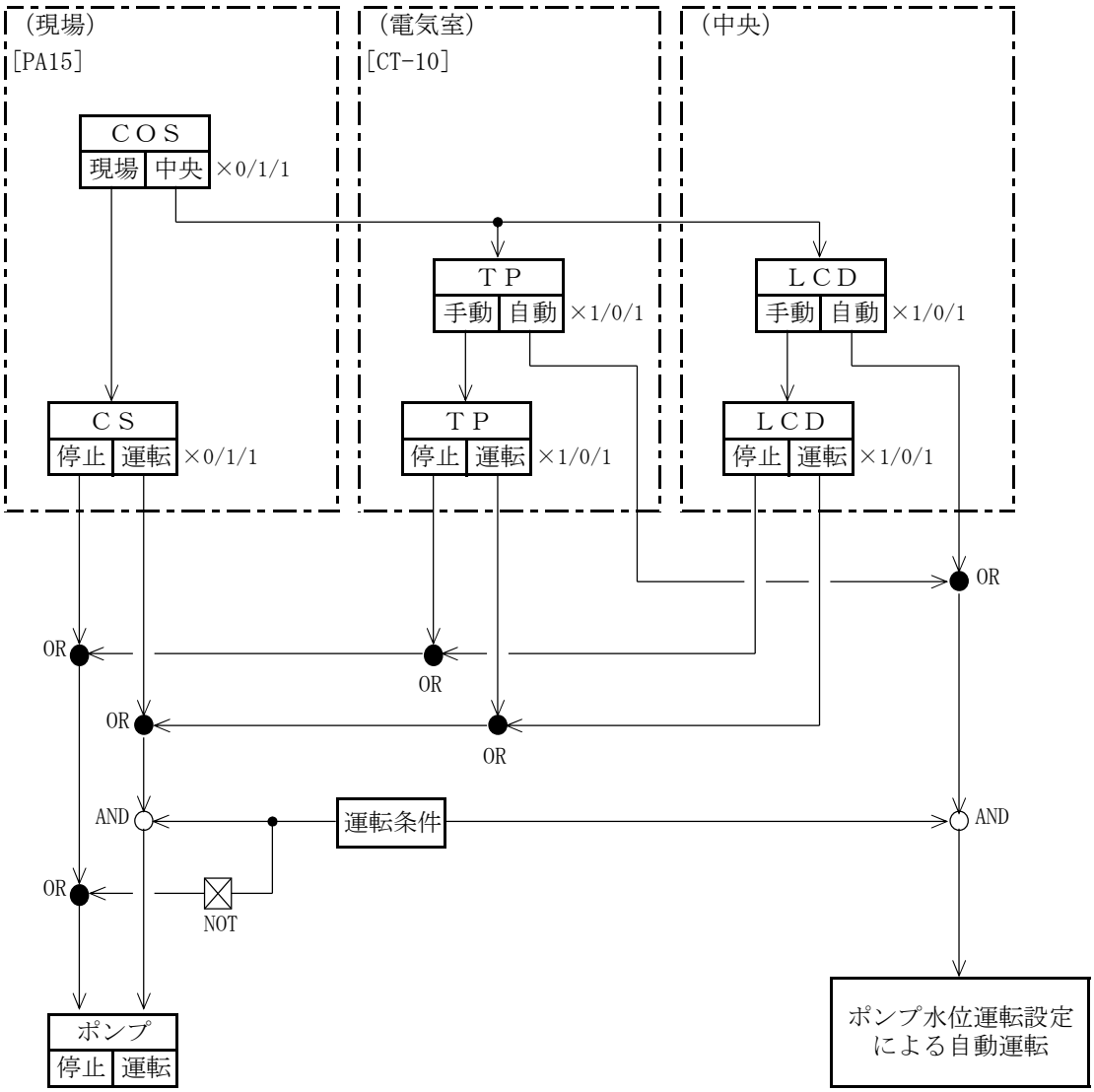

運転条件

保護Ry動作中でない（MCCB,THR,ELR）
電動機温度上昇でない
給水圧低下でない

汚水ポンプ５号

	項　　目	停止条件	現場	電気室					中央			備　考
			LCB	C/C	高低圧盤	TP			LCD			
運転・状態表示	中央					○			○			
	現場					○			○			
	自動					○			○			
	手動					○			○			
	運転				○	○			○			
	停止				○	○			○			
	準備完了					○			○			
	可変速				○	○			○			
	固定速				○	○						
運転操作	現場－中央　切換ＳＷ				○							
	手動－自動　切換ＳＷ					○			○			
	停止－運転　操作ＳＷ				○	○			○			
	４号－５号－６号　切換ＳＷ				○							共通
	自動運転水位設定					○						
	自動停止水位設定					○						
	封水弁　開				○							盤内
故障・異常表示	過電流	T		┐		○			○			
	地絡	T		┤		○			○			
	給水圧低下	T		┤		○			○			
	電動機温度上昇	T		┤		○			○			
	故障			└	○							
計器類	電流				○	○			○			
	電力量				○				○			
	ポンプ回転数				○	○			○			
	運転時間計				○							

区分	ポンプ設備	機器名称	汚水ポンプ６号	容量	160 kW

運　転　方　式	既設 1 台	今回 1 台	全体 1 台

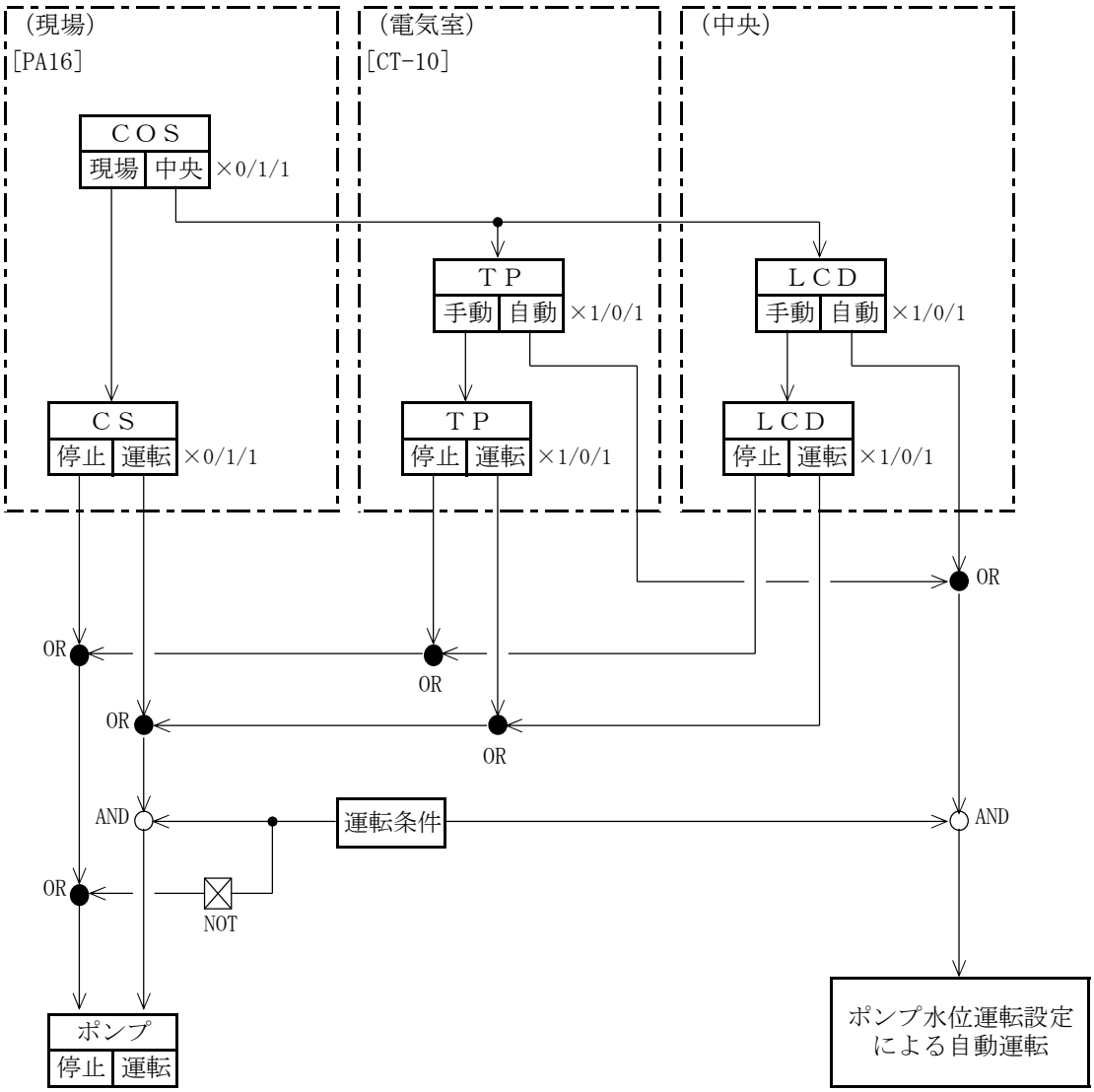

運転条件

保護Ry動作中でない（MCCB,THR,ELR）
電動機温度上昇でない
給水圧低下でない

汚水ポンプ６号

	項　　目	停止条件	現場	電気室					中央			備　考
			LCB	C/C	高低圧盤	TP			LCD			
運転・状態表示	中央					○			○			
	現場					○			○			
	自動					○			○			
	手動					○			○			
	運転				○	○			○			
	停止				○	○			○			
	準備完了					○			○			
	可変速				○	○			○			
	固定速				○	○						
運転操作	現場－中央　切換ＳＷ				○							
	手動－自動　切換ＳＷ					○			○			
	停止－運転　操作ＳＷ				○	○			○			
	４号－５号－６号　切換ＳＷ				○							共通
	自動運転水位設定					○						
	自動停止水位設定					○						
	封水弁　開				○							盤内
故障・異常表示	過電流	T		┐		○			○			
	地絡	T		┤		○			○			
	給水圧低下	T		┤		○			○			
	電動機温度上昇	T		┤		○			○			
	始動器渋滞	T		┤		○			○			
	故障			└	○							
計器類	電流					○			○			
	電力量								○			
	ポンプ回転数				○	○			○			
	運転時間計				○							

建築工事特記仕様書（令和８年４月版）

Ⅰ　工事概要

１　工事名称：　幸ポンプ場受変電設備改築工事

２　工事場所：　千葉市美浜区幸町２丁目４番地１

３　敷地面積：　1,462 ㎡

４　構造規模：建築面積：　520.61 ㎡、延床面積：　883.60 ㎡

棟名称	構造	階数	建築面積（㎡）	延床面積（㎡）	消防法施行令別表第一	防火対象物
幸ポンプ場	鉄筋コンクリート	地下１階 地上１階	520.61 ㎡	883.60 ㎡	15 項	・特定　☒・非特定
						・特定　・非特定
						・特定　・非特定
						・特定　・非特定
						・特定　・非特定
						・特定　・非特定
						・特定　・非特定

５　別途工事：

・他工事との取合いは別図による。

６　そ の 他：

Ⅱ　工事仕様

１　共通仕様

特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の

「公共建築工事標準仕様書　（建築工事編）（令和７年版）」（以下「建標」という。）、

「公共建築工事標準仕様書　（電気設備工事編）（令和７年版）」（以下「電標」という。）、

「公共建築工事標準仕様書　（機械設備工事編）（令和７年版）」（以下「機標」という。）、

「公共建築改修工事標準仕様書　（建築工事編）（令和７年版）」（以下「建改標」という。）、

「公共建築改修工事標準仕様書　（電気設備工事編）（令和７年版）」（以下「電改標」という。）、

「公共建築改修工事標準仕様書　（機械設備工事編）（令和７年版）」（以下「機改標」という。）、

「建築物解体工事共通仕様書（令和４年版）・同解説（令和５年版）」（以下「解共」という。）

「公共建築木造工事標準仕様書（（令和７年版）（以下「木仕」という。）

による。

２　特記仕様

（１）一般共通事項（全工事共通事項）の項目は全て適用する。

（２）一般共通事項（選択事項）の項目は、番号に□印の付いたものを適用する。

（３）特記事項は、原則すべて適用する。「・」は、□印の付いたものを適用する。

（□印のないものは、※印のものを適用する。）

（４）項目下部に記載の（　．．）内の表示番号は、共通仕様の該当項目又は当該図表を示す。

（５）製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。また（　）内は製品名を示す。

３　適用基準等

（１）「建築工事標準詳細図」　（令和４年版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部

（２）「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）」　（令和７年版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部

（３）「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）」　（令和７年版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部

（４）「営繕工事写真撮影要領」　（令和５年版）　国土交通省大臣官房官庁営繕部

（５）「工事写真撮影ガイドブック建築工事編及び解体工事編」　国土交通省大臣官房官庁営繕部

（６）「工事写真撮影ガイドブック電気設備工事編」　国土交通省大臣官房官庁営繕部

（７）「工事写真撮影ガイドブック機械設備工事編」　国土交通省大臣官房官庁営繕部

仮設工事

1　足場等

[建改標2.2.1] [表2.2.1]	足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２の（２）手すり据置方式又は（３）手すり先行専用足場方式により行う。 材料、撤去材等の運搬 ・Ａ種　・B種　・Ｃ種　・Ｄ種　・Ｅ種

２　騒音・粉じん等の対策

[建改標2.1.3]	・防護シートによる養生 ・防音パネルによる養生 ・防音シートによる養生

3　養生

[建改標2.3.1]	・既存部分の養生　・ビニルシート等　・図示　・ ・既存家具等の養生　・ビニルシート等　・図示　・ ・固定家具等の移動　・ビニルシート等　・図示

４　仮設間仕切

[建改標2.3.2]
[表2.3.1]

種別	下地	仕材（厚mm）	充てん材	塗装
・Ａ種	・軽量鉄骨 ・木下地	・合板（※9.0　・　　） ・せっこうボード（※9.5　・12.5　）	・グラスウール 厚さ50mm	・無し ・片面
・Ｂ種				
・Ｃ種	単管下地	防炎シート		
・仮設扉	・木製扉 ・鋼製扉	・合板張り程度　・ ・片面フラッシュ程度・		・無し ・有り

５　監督職員事務所

[建改標2.4.1]	・構内に設置 監督職員事務所の規模 ・10㎡程度　・20㎡程度　・35㎡程度　・65㎡程度　・100㎡程度 監督員事務所に設ける設備、備品の種類、数量 ・監督職員の指示による ・既存建物内の一部を使用

６　仮囲い等

	・仮囲い ・成形鋼板（・H＝2.0m　・H＝3.0m ） ・クロスゲート（・H＝1.8m、W＝5.4m　・H＝　m、W＝　m） ・シートゲート（・H＝1.8m、W＝6.0m　・H＝　m、W＝　m） ・パネルゲート（・H＝　m、W＝　m） ・仮設通路　設置箇所　・図示による　・ ・仮設便所　設置する ・交通誘導員　（・常駐　・必要に応じて）

鉄筋工事

1　鉄筋

(建標5.2.1)

鉄筋の種類等

種類の記号	呼び径(mm)	備考
・SD295	・D16以下	
・SD345	・D19以上	

・	・		
・	・		

2　溶接金網

(建標5.2.2)

鉄線の形状等

種類	種類の記号	網目の形状、寸法、鉄線の径(mm)	使用部位
・溶接金網			

3　加工

(建標5.3.2)

鉄筋の折曲げ形状及び寸法

・鉄筋の折曲げ角度が90°未満の折曲げ内法直径(D)

(　　)以上

4　継手及び定着

(建標5.3.4)

鉄筋の継手の方法等

部位	継手の方法		呼び径(mm)
柱及び梁主筋	・ガス圧接 ・溶接継手	・機械式継手 ・重ね継手	・
耐力壁の鉄筋	・重ね継手	・	・
基礎、耐圧スラブ、土圧壁	・重ね継手	・ガス圧接	・
上記以外(袖壁)	・重ね継手	・	・

継手位置

・図示による　　・

柱及び梁主筋の重ね継手の長さ

・図示による　　・

耐力壁の重ね継手の長さ

※標準仕様書5.3.4 (3) (ア) による

・図示による　　・

・先組み工法等で、柱及び梁の主筋のうち、隣り合う継手を同箇所に設ける場合

・図示による　　・

鉄筋の定着長さ

※標準仕様書 表5.3.4による

・図示による　　・

標準仕様書5.3.4(5)(イ)の場合の折り曲げ定着の方法

※標準仕様書 図5.3.3により5.3.4(5)(イ)を全て満足する

・

機械式定着工法

・適用する　　・適用しない

適用箇所　・図示による　　・

種類　　・図示による　　・

5　鉄筋のかぶり厚さ及び間隔(溶接金網含む)

(建標5.3.5)

最小かぶり厚さ(目地底から算出を行う)

※標準仕様書 表5.3.6による

柱及び梁の主筋にD29以上の使用の有無

・有り　使用箇所(　　)

主筋のかぶり厚さを径の1.5倍以上確保する

軽量コンクリートの適用の有無

・有り　使用箇所(　　)

・最小かぶり厚さに加える厚さ　(　　)mm

耐久性上不利な個所の有無(塩害等を受けるおそれのある部分等)

・有り　使用箇所(　　)

・最小かぶり厚さに加える厚さ　(　　)mm

・

・図示による

6　各部配筋

(建標5.3.7)	各部配筋 ・図示による　　・

7　圧接完了後の圧接部の試験

(建標5.4.10～11)	抜取試験 ※超音波探傷試験　標準仕様書5.4.10(ｲ)(a)による ・引張試験 試験方法等　　・図示による　　・

8　機械式継手

(建標5.5.3) (建標5.5.5) (建標5.5.6)	工法 適用箇所 ・図示による　　・ 平成12年建設省告示第1463号に適合する性能 ・A級　　・ 機械式継手の種類 ・図示による　　・ 鉄筋相互のあき ・評定等の内容による　　・図示による 施工完了後の継手部の試験 外観試験 試験項目及び合否判定 ※標準仕様書 表5.5.1～表5.5.3による ・図示による　　・ 外観試験で不合格となった場合の措置 ※標準仕様書5.5.6(1)による ・図示による　　・ ・超音波測定試験 試験対象 ・図示による　　・ 超音波測定試験で不合格となった場合の措置 ・図示による　　・

9　溶接継手

(建標5.6.3)	工法 適用箇所 ・図示による　　・ 平成12年建設省告示第1463号に適合する性能 ・A級　　・ 溶接継手の工法 ・図示による　　・ 鉄筋相互のあき ・図示による　　・

コンクリート工事

1　コンクリートの類別等

(建標6.2.1～6.2.4) (建標6.10.2) (表6.2.1～2)	コンクリートの種類 ※Ⅰ類(JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート) ・Ⅱ類(JIS A 5308に適合したコンクリート) ・普通コンクリート

設計基準強度 (N/mm²)	スランプ(cm)	適用箇所
・18・21・24	・15・18	基礎、基礎梁、土間スラブ
・18・21・24	・15・18	柱、梁、スラブ、壁
・	・	

	・	・	

・建築基準法第 37 条第二号の規定に基づき認定を受けたコンクリート
適用箇所(　　)

2　構造体コンクリートの仕上がり

(建標 6.2.5)
(表 6.2.4～5)

合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げ

種別	適用箇所
・A 種	・図示による　　・
・B 種	・図示による　　・
・C 種	・図示による　　・

コンクリートの仕上げの平たんさ

種別	適用箇所
・a 種	・図示による　　・
・b 種	・図示による　　・
・c 種	・図示による　　・

3　セメント

(建標 6.3.1)

種類
※普通ポルトランドセメント、高炉セメント A 種、シリカセメント A 種又はフライアッシュセメント A 種
適用箇所　(※下記以外全て　　・　　)
・高炉セメント B 種
適用箇所　(　　)
・フライアッシュセメント B 種
適用箇所　(　　)
・普通エコセメント
適用箇所　(　　)

4　骨材

(建標 6.3.1)

フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ細骨材及び電気炉酸化スラグ骨材
・使用する　　適用箇所(・　　)
・使用しない
再生骨材 H(普通エコセメントを使用するコンクリート)
・使用する　　適用箇所(・　　)
・使用しない
アルカリシリカ反応性による区分
※A　　・B

5　混和材料

(建標 6.3.1～2)

混和材料の適用及び種類
・混和剤
混和剤の種類
※標準仕様書 6.3.1(4)(a)による　　・
・混和材
混和材の種類
※標準仕様書 6.3.1(4)(b)による　　・
標準仕様書 6.3.2(イ)(f)の①～③以外の混和材料
使用方法及び使用量
※監督職員の承諾による　　・

6　コンクリートの調合

(建標 6.3.2)

調合管理強度
構造体極度補正値(S)
※標準仕様書 表 6.3.2 による
・

7　打継ぎの位置、ひび割れ誘発目地、打継目地

(建標 6.6.4) (建標 6.8.1) (建標 9.7.3)	打継ぎの位置 梁及びスラブ ※スパンの中央又は端から 1/4 の付近 ・図示による　　・ 柱及び壁 ※スラブ、壁梁又は基礎の上端 ・図示による　　・ 目地の寸法 ※標準仕様書 9.7.3(1)(ア) ・図示による　　・ ひび割れ誘発目地の位置、形状 ・図示による　　・

8　打増し厚さ（打放し仕上げ部）

(建標 6.8.1)	打増し厚さ ・打放し仕上げの打増し厚さ(外部に面する部分に限る) ・20mm　　・ ・打放し仕上げの打増し厚さ(内部に面する部分に限る) ・10mm　　・20mm　　・ 打増し範囲 ・図示による　　・

9　型枠

(建標 6.8.2) (建標 6.8.4)	せき板の材料 ※標準仕様書 6.8.2(1)(ア)、(イ)による ・合板(厚さ：※12mm　　・　　) ・ ・断熱材を兼用した型枠 使用箇所 ・図示による　　・ ・MCR 工法用シート 適用箇所 ・図示による　　・ スリーブの材種・規格等 ・図示による　　・

10　軽量コンクリート

(建標 6.10.1～2) (表 6.10.1)	適用箇所 ・図示による　　・ 種類 ・1 種　　・2 種 気乾単位容積重量 ・(　　)t/m³ スランプ ※21cm　　・

11　寒中コンクリート

(建標 6.11.1～2)	適用期間 ・図示による　　・ 構造体強度補正値(S) ・標準仕様書 6.11.2(3)(ア)による ・積算温度を基に定める(　　)

12　暑中コンクリート

(建標 6.12.2)	スランプ ※21cm　　・ 構造体強度補正値(S) ・標準仕様書 表 6.12.1 による ・

13　マスコンクリート

(建標 6.13.1～2)	適用期間 ・図示による　　・ セメントの種類 ・普通ポルトランドセメント ・中庸熱ポルトランドセメント ・低熱ポルトランドセメント ・高炉セメント B 種 ・フライアッシュセメント B 種 ・シリカセメント 混和材料 ・混和剤 混和剤の種類 ※標準仕様書 6.13.2(2)(ｱ)による　　・ ・混和材 混和材の種類 ※標準仕様書 6.13.2(2)(ｲ)による　　・ スランプ 1※5cm　　・ 構造体強度補正値(S) ※標準仕様書 表 6.13.1 による　　・

14　無筋コンクリート

(建標 6.14.1)	コンクリートの種類 ※普通コンクリート　　・ 設計基準強度 ※18(N/mm²)　　・ スランプ ※15cm 又は 18cm　　・ 適用箇所 ※標準仕様書 6.14.1(4)による ・図示による　　・ ・標準仕様書 表 6.2.1 以外のコンクリートを用いる場合（　　）

15　流動化コンクリート

(建標 6.15.1)	適用箇所 ・図示による　　・ 空気量 ※4.5%　　・

16　高流動コンクリート

(建標 6.16.1)	適用箇所(部位、部材) ・図示による　　・ 材料および調合 スランプフロー ・図示による　　・ 空気量 ※4.5%　　・ 単位粗骨材かさ容積 ※0.500m³/m³ 以上　　・

防水改修工事

1　シーリング

[建改標 3.1.4] [建改標 3.7.3～7] [表 3.1.1～2] [表 3.7.1] [建解共 5.4.4]	

工法の種類	施工箇所	目地寸法
PU-2	図示	・幅 20mm 以上 深さ 10mm 以上（コンクリート打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地）

MS-2	図示	・幅 5mm 以上 深さ 5mm 以上（ガラス回り目地）
		・幅 10mm 以上 深さ 10mm 以上（上記以外）
		・幅__mm 以上 深さ__mm 以上

接着性試験
・簡易接着性試験　　・引張接着性試験

ＰＣＢ含有シーリング調査
①１次分析（ＰＣＢ含有分析の要否判定）
工事に先立ち、工事範囲のシーリング材を各部位毎に採取しシーリング材種についての判定を行うこと。判定結果は速やかに監督職員に報告し、ＰＣＢ含有分析が必要な場合監督職員と協議する。
②２次分析（ＰＣＢ含有分析）
ＰＣＢの含有について分析を行うこと。なお、分析結果は速やかに監督職員に報告すること。
１）採取箇所　計（　　）箇所
２）採取方法　分析機関の指定する方法により採取する
３）分析方法　ＧＣ－ＥＣＤ法による（JIS K 0114）
シーリングにＰＣＢが含有していた場合の措置
１）除去方法　改修標仕 3.7.5（1）による
２）処理方法　関係法令により適切に処理すること。また、密封できる容器に保管し、採取時期、使用部位、PCB が含有していること等を明記の上、施設管理者へ引き渡す。

２　アスファルト防水改修

[建改標 3.1.4]
[建改標 3.3.3]
[建改標 3.3.5]
[表 3.1.1]
[表 3.3.3～10]

工法の種類	種別	施工箇所

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※表 3.3.3 から表 3.3.9 による
・JIS A 6013 に基づく種類及び厚さ
用途による区分　・
材料構成による区分　・R 種　・N 種
厚さ　・　mm 以上
部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※表 3.3.3、表 3.3.4、表 3.3.8 及び表 3.3.9 による
・JIS A 6013 に基づく種類及び厚さ
用途による区分　・
材料構成による区分　・R 種　・N 種
厚さ　・　mm 以上
押え金物の材質及び形状寸法
※アルミニウム製 L-30×15×2.0mm 程度
・
絶縁用シート
・ポリエチレンフィルム厚さ 0.15mm 以上のもの
・ポリプロピ レン、ポリエチレン等を平織りしたフラットヤーンクロス（70g/m²程度）
屋根保護（露出）防水断熱工法の断熱材
（　材質　　、厚さ　mm、張りじまい位置　　）
防水立上り部の保護方法　・乾式保護材　・れんが　・コンクリート　・屋内等モルタル

３　改質アスファルトシート防水改修

[建改標 3.1.4]
[建改標 3.4.2～3]
[表 3.1.1]
[表 3.4.1～3]

工法の種類	種別	施工箇所

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※表 3.4.1 から表 3.4.3 による
・JIS A 6013 に基づく種類及び厚さ
用途による区分　・
材料構成による区分　・R 種　・N 種

厚さ　　・　　mm 以上
部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※表 3.4.1 から表 3.4.3 による
・JIS A 6013 に基づく種類及び厚さ
用途による区分　　・
材料構成による区分　　・R 種　　・N 種
厚さ　　・　　mm 以上
押え金物の材質及び形状寸法
※アルミニウム製 L-30×15×2.0mm 程度
露出防水断熱工法の場合に用いる発泡プラスチック断熱材　（　種類　　、厚さ　　mm　）

4　合成高分子系ルーフィングシート防水改修

[建改標 3.1.4]
[建改標 3.5.2～3]
[表 3.1.1]
[表 3.5.1～3]

工法の種類	種別	施工箇所

ルーフィングシートの種類及び厚さ
※、表 3.5.1、表 3.5.2 及び表 3.5.3 による
・

固定金具の材質及び形状
材質　　※防錆処理した鋼板、ステンレス鋼板又はそれらの銅板の片面及び両面に樹脂を積層加工したもの
・
厚さ　　※0.4mm 以上　　・

接着工法の場合の脱気装置の種類及び設置数
種類　　※ルーフィングシートの製造所の仕様
・
設置数量　※ルーフィングシートの製造所の仕様
・　　個

断熱工法(SI-M1、SI-M2)の場合の防湿用フィルム
・設置する　　・設置しない
接着工法の場合の PC コンクリート部材防水下地の目地処理
・行う(・図示による　　・　　)　　・行わない
PC コンクリート下地の入隅部の増張り(S-F1、SI-F1 の場合)
・行う(・図示による　　・　　)　　・行わない
機械的固定工法の場合の一般部のルーフィングシートの張付け
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法
・図示による　　・

5　塗膜防水改修

[建改標 3.1.4]
[建改標 3.6.3]
[表 3.1.1]
[表 3.6.1～3]

工法の種類	種別	施工箇所

Ｘ－１の場合、脱気装置の設置数量は 25～100m2 に 1 箇所程度
仕上げ塗料塗り（・シルバー　・カラー）
Ｘ－２の場合、仕上げ塗料塗り（・シルバー　・カラー）
Ｙ－２の場合、保護層　（・適用する　・適用しない）

6　とい

[建改標 3.8.2～3]
[表 3.8.1～4]

種別	材種	径	施工箇所	備考
たてどい	・配管用鋼管			
	・硬質ポリ塩化ビニル管			

	・ステンレス鋼板			
軒どい	・			

とい受金物および足金物の材種　（・ステンレス　　・溶融亜鉛メッキ）
既存のといその他の撤去、降雨等に対する養生方法（　　）

7　アルミニウム製笠木

［建改標3.9.2～3］
［表3.9.1］
［表5.2.2］

部材の種類	・押出し２５０形　・押出し３００形　・押出し３５０形 ・板折り曲げ形（本体幅　　mm，板厚　　mm）　　形式
表面処理の種別	・ＡＢ－１種　・ＡＢ－２種　・ＡＣ－１種　・ＡＣ－２種 ・ＢＡ－１種　・ＢＡ－２種　・ＢＢ－１種　・ＢＢ－２種 ・ＢＣ－１種　・ＡＣ－２種　・Ｃ種
笠木の下地補修	・行う　　工法（　　） ・行わない

外壁改修工事

1　施工数量調査

［建改標1.6.2］

調査範囲　・外壁改修範囲　・図示の範囲
調査報告書の部数　１部
調査内容
①ひび割れの幅及び長さを壁面に表示
②ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び錆汁の流出の有無を調査
③モルタル塗仕上げ及びタイル張り仕上げについては浮き部分を表面に表示
④欠損部の形状寸法等を調査する。コンクリート表面のはがれ及びはく落部を壁面に表示
⑤塗り仕上げについては、コンクリートまたはモルタル表面のはがれ及びはく落部を壁面に表示
⑥既存塗膜と新規上塗材との適合性を確認

2　ひび割れ部改修工法

［建改標4.2.4～6］

ひび割れ幅0.2㎜未満の場合
・改修しない　・シール工法
ひび割れ幅0.2～1.0㎜の場合
樹脂注入工法　（・自動式低圧エポキシ樹脂注入工法　・　　）
確認検査　・行う（コア抜き取り）抜き取ったコアは監督職員が確認した後、適切に処分すること。
抜き取り部の補修方法（・エポキシ樹脂モルタル　・ポリマーセメントモルタル）
・行わない
ひび割れ幅1.0mmを超える場合
Ｕカットシール材充てん工法（既存Ｕカットシール材充てん工法で補修している箇所も改修する）

充てん材料	品質・規格等	備考
・シーリング用材料	・１成分形又は２成分形 ポリウレタン系シーリング材 ・	ポリマーセメントモルタルの充てん ・行わない　・行う
・可とう性エポキシ樹脂		

3　欠損部改修工法

［建改標4.2.4］
［建改標4.2.8］
［建改標4.3.9～10］

・充填工法　材料（・エポキシ樹脂モルタル　・ポリマーセメントモルタル）
・モルタル塗替え工法

4　浮き部改修工法

［建改標4.3.11～12］

改修工法
改修範囲0.25㎡程度未満の場合　アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法
改修範囲0.25㎡程度以上の場合　アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法
その他工法については、施工数量調査後に必要に応じて監督職員と協議すること。
アンカーピン

	ステンレスＳＵＳ３０４、呼び径４㎜の丸棒で全ネジ切り加工したもの

５　タイル張り仕上げ外壁の改修

[建改標4.1.4] [建改標4.4.1～7] [建改標4.4.16]	ひび割れ部改修方法は自動式低圧エポキシ樹脂注入工法とする。 欠損部改修方法　（・タイル部分張替え工法　　・　　） 材料　　・タイル貼り付け材料　（・ポリマーセメントモルタル　　・　　） 　　・タイル　（品質・形状・寸法・色　等）　（・既存に合わせる　　・　　） 浮き部改修方法は「４浮き部改修方法」による 目地改修工法　（　・目地ひび割れ部改修工法　　・伸縮調整目地改修工法　）

６　既存塗膜等の除去及び下地処理

[建改標4.5.4]
[表4.5.4～7]

工法	処理範囲	下地面の補修
・サンダー工法	・既存仕上面全体　・図示	・ひび割れ部改修工法 ・浮き部改修工法 ・欠損部改修工法
・高圧水洗工法　30MPa程度以上	・既存仕上面全体　・図示	
・塗膜はく離剤工法	・既存仕上面全体　・図示	
・水洗い工法　　10MPa程度	・既存仕上面全体	

既存塗膜除去部分は、下地調整C-2もしくはCM-2にて活膜部分との段差調整を行う

7　仕上げ塗材仕上げ

[建改標4.5.2]
[表4.5.1]

呼び名	仕上げの形状等	工法
・外装薄塗材Ｅ	・砂壁状　・着色骨材砂壁状	・ローラー　・吹付　・こて
・防水形外装薄塗材Ｅ	・ゆず肌状　・さざ波形　・凹凸状	・ローラー　・吹付
・	・	
・	・	

色彩計画については、施設管理者との協議により決定する

建具改修工事

1　防火戸

[建改標5.1.4]	・建具表による　　・ ・防火戸の自動閉鎖機構及び防火戸について連動させる装置等 　（・建具表による　　・　　）

２　見本の製作等

[建改標5.1.5]	建具見本の製作　　・行う(建具符号：　　)　・行わない 特殊な建具の仮組　・行う(建具符号：　　)　・行わない

３　防犯建物部品

[建改標5.1.7]	・適用する　(適用箇所　　・建具表による　　・　　) ・適用しない

4　アルミニウム製建具

[建改標5.2.2] [建改標5.2.4～5] [表5.2.1] [表5.2.2]	性能値等(建具符号、枠の見込み寸法は建具表による) 　耐風圧性等級、気密性等級、水密性等級（・建具表による　　・図示による） 　外部に面する建具の種別（・A種　　・B種　　・C種(枠の見込み寸法は建具表による)） 　・防音ドア、防音サッシとする場合　遮音性の等級（　　） 　・断熱ドア、断熱サッシとする場合　断熱性の等級（　　） 表面処理 　外部に面する建具　種別　(・BB-1種　　・BB-2種) 　　着色　(・標準色　　・特注色) 　屋内の建具　　種別　(・BC-1種　　・BC-2種)

	着色　（・標準色　　・特注色） 結露水の処理方法　[・]図示による　　・ 水切り板、ぜん板　・図示による　　・ 木下地の内付け建具　・適用する(建具の製造所の仕様)　　・適用しない 網戸の種別　・合成樹脂製　・ガラス繊維入り合成樹脂製　・ステンレス製（SUS316）

5　樹脂製建具

[建改標5.3.2] [建改標5.3.4] [表5.3.1] [表5.3.2]	性能値等(建具符号、枠の見込み寸法は建具表による) 耐風圧性等級、気密 性等級、水密性等級（・建具表による　　・図示による） 外部に面する建具の種別　（・A種　　・B種　　・C種(枠の見込み寸法は建具表による)） ・防音ドア、防音サッシとする場合　遮音性の等級（・T-1種　　・T-2種） ・断熱ドア、断熱サッシとする場合　断熱性の等級（　　） 外部に面する建具の日射熱取得性の等級（　　） 表面色　　（・標準色　　・特注色） 網戸の種別　・合成樹脂製　・ガラス繊維入り合成樹脂製　・ステンレス製（SUS316）

[6]　鋼製建具

[建改標5.4.2] [建改標5.4.4] [表5.4.1] [表5.2.1]	性能値等(建具符号は建具表による) 簡易気密型ドアセットの気密性等級（A-3)、水密性等級(W-1)　（・適用する　[・]適用しない） 外部に面する建具の耐風圧性　（・S-4　[・]S-5　・S-6(枠の見込み寸法は建具表による)） ・耐震ドアとする場合　　面内変形追随性の等級（　　） ・防音ドア、防音サッシとする場合　遮音性の等級（　　） ・断熱ドア、断熱サッシとする場合　断熱性の等級（　　）

7　鋼製軽量建具

[建改標5.5.2] [建改標5.5.3]	性能値等(建具符号は建具表による) 簡易気密型ドアセットの気密性等級（A-3)　（・適用する　　・適用しない） ・耐震ドアとする場合　面内変形追随性の等級(　　) ・防音ドア、防音サッシとする場合　遮音性の等級(　　) ・断熱ドア、断熱サッシとする場合　断熱性の等級(　　) 鋼板の種類 ・亜鉛めっき鋼板　　・ビニル被覆鋼板　　・カラー鋼板　　・ステンレス鋼板

8　ステンレス製建具

[建改標5.6.2] [建改標5.6.3]	性能値等(建具符号は建具表による) 耐風圧性等級、気密性等級、水密性等級（・建具表による　　・図示による） 外部に面する建具の耐風圧性　（・S-4　　・S-5　　・S-6(枠の見込み寸法は建具表による)） ・耐痕ドアとする場合　　面内変形追随性の等級(　　) ・防音ドア、防音サッシとする場合　　遮音性の等級(　　) ・断熱ドア、断熱サッシとする場合　　断熱性の等級(　　)

9　木製建具

[建改標5.7.2] [建改標5.7.4] [表5.7.2～3] [表5.7.8] [表5.7.10]	枠、くつずりの材料　（・建具表による　　・図示による） ・フラッシュ戸 表面材の合板の種類

合板の種類	表面材の品質等	備考
・普通合板		
・天然木化粧合板		
・特殊加工化粧合板		
・ミディアムデンシティファイバーボード(MDF)	表面の状態による区分(　　) 曲げ強さによる区分(　　) 接着剤による区分(　　) 難燃性による区分(　　) ・(　　)	

引き戸の定規縁
・召し合せかまちをいんろう付きとする

	・かまち戸（かまち樹種：　　、鏡板樹種：　　） ・ふすま 　種別、工法　（・Ⅰ型　　・Ⅱ型） 　上張り　　（・鳥の子　・新鳥の子又はビニル紙程度） 　縁仕上　　（・墜り縁　・生地縁(素地)　・生地縁(ウレタンクリヤー塗装)） ・戸ぶすま　表面材の種類、品質等(　　)

10　建具用金物

[建改標5.8.2～3]	握り玉、レバーハンドル、押板類、クレセント等の取付および取付位置 ・建具表による　　・

11　鍵

[建改標5.8.4]	マスターキー　・製作する　・製作しない

12　自動ドア開閉装置

[建改標5.9.2] [表5.9.1～3]	戸の開閉方式　（・図示　　・　　） 自動ドア開閉装置の性能 　防錆の適用　（・適用する　・適用しない） 引き戸用検出装置の種類 　種類　・光線(反射)センサー　・熱線センサー　・音波センサー 　　・光電センサー　・電波センサー　・押しボタンスイッチ 　　・タッチスイッチ(・無線式タッチスイッチ　・光電式タッチスイッチ) 　　・車椅子使用者便房スイッチ(・大形(開・閉)押しボタンスイッチ　・非接触スイッチ) 凍結防止措置　（・適用する　・適用しない）

13　重量シャッター

[建改標5.11.2～3]	シャッターの種類　・管理用シャッター　・外壁用防火シャッター 　・屋内用防火シャッター　・防煙シャッター 外壁開口部に設ける重量シャッター　耐風圧強度(　　)pa 安全装置の設置箇所 　急降下制御装置又は急降下停止装置の設置個所(・図示　　・　　) 　障害物感知装置の設置個所　（・図示　　・　　） 　危害防止機構の設置個所　（・図示　　・　　） 管理用シャッターのシャッターケース（・設ける　・設けない） スラット及びシャッターケース用鋼板 　鋼板の種類　・JIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯) 　・JIS G 3312(塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)

14　軽量シャッター

[建改標5.12.2～4]	開閉形式　（・手動式　・電動式(手動併用)） 耐風圧強度(　　)pa 電動式の場合の安全装置　障害物感知装置の設置個所　（・図示　　・　　） スラットの種類 　・インターロッキング形　・オーバーラッピング形

15　オーバーヘッドドア

[建改標5.13.2～4] [表5.13.1～2]	風圧力区分(Pa)：・125　・100　・75　・50 収納形式による区分：・スタンダード形　・ローヘッド形　・ハイリフト形　・バーチカル形 電動式の場合の障害物感知装置の設置箇所　（・図示　　・　　）

16　ガラス

[建改標5.14.2]
[建改標5.14.5]

適用は以下によるほか、ガラスの種類、厚さの組合せは建具表及び図示による

・フロート板ガラスの品質及び厚さの呼びによる種類
　・図示(・建具表　・　　)　・

・型板ガラスの厚さによる種類
　・図示(・建具表　・　　)　・

・網入板ガラス及び線入板ガラス
　網又は線の形状、板の表面の状態、犀さの呼びによる種類
　・図示(・建具表　・　　)　・

・合わせガラス
　材料板ガラスの種類、厚さの組合せ、合わせガラスの合計厚さ、特性による種類
　・図示(・建具表　・　　)　・

・強化ガラス
　形状による種類、材料板 ガラスの種 類による名称(呼び厚を含む)、特性による種類
　・図示(・建具表　・　　)　・

・熱線吸収板ガラス
　板ガラスによる種類、厚さによる種類 、性能による種類
　・図示(・建具表　・　　)　・

・複層ガラス
　材料板ガラスの種類、厚さの組合せ、複層ガラスの厚さ、断熱性による区分、
　日射取得性及び日射遮蔽性による区分、乾燥気体の種類
　・図示(・建具表　・　　)　・

・熱線反射ガラス
　材料板ガラスの種類、厚さによる種類、日射熱遮へい性及び耐久性による区分
　・図示(・建具表　・　　)　・

・倍強度ガラス
　材料板ガラスの種類厚さによる種類
　・図示(・建具表　・　　)　・

ガラスの留め材及び溝の大きさ

建具の種類	ガラス留め具	
アルミニウム製	・シーリング材	・建築用ガスケット
樹脂製	・建築用ガスケット	・グレイジングビード
鋼製及び鋼製軽量	・シーリング材	・
ステンレス製	・シーリング材	・

17　ガラスブロック積み

[建改標5.14.5]
[建改標5.14.5]

表面形状	呼び寸法(mm)	厚さ(mm)	色調	
			クリア	乳白
・正方形	・160×160	95	・	・
	・200×200	95	・ ・	・ ・
・長方形	・		・	・
	・		・	・

壁用金属枠及び補強材
　・設ける(形状　・図示　・　　)
　・設けない
化粧目地モルタルの色(　　)
シーリング材の種類　(　　)
金属製化粧カバー　材質　・ステンレス製　・アルミニウム製
　　寸法　・図示による　・

	形状　・図示による　・ 工法 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法 ・図示による　・

内装改修工事

1　既存床の撤去及び下地補修

[建改標6.2.2]	ビニル床シート等の除去における浮き、欠損部等による下地モルタルの撤去　・行う　・行わない 合成樹脂塗床材の除去等　・機械的除去工法　・目荒し工法

2　木下地等

[建改標6.5.2]
[建改標6.5.5]
[表6.5.1～2]

・「製材の日本農林規格」による下地用製材

施工箇所	寸法(mm)	保存処理

・「製材の日本農林規格」による造作用製材

施工箇所	寸法(mm)	保存処理
見え掛り面		
見え掛り面以外		

・「製材の日本農林規格」による広葉樹製材

施工箇所	寸法(mm)	保存処理

・「製材の日本農林規格」以外の製材

施工箇所	寸法(mm)	材面の品質	防虫処理
		(　　)	・行う ・行わない
		(　　)	・行う ・行わない

・「集成材の日本農林規格」による造作用集成材

施工箇所	品名	樹種名	寸法(mm)	見付け材面

・「集成材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集成材

施工箇所	品名	樹種名	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面
		化粧薄板： 芯材：			
		化粧薄板： 芯材：			

・「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材

施工箇所	樹種名	寸法(mm)	見付け座畝材面の品質

・「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり造作用集成材

施工箇所	樹種名	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け座畝材面の品質
	化粧薄板： 芯材：			
	化粧薄板： 芯材：			

・「単板積層材の日本農林規格」による造作用単板積層材

施工箇所	品名	寸法(mm)	表面の品質 (表面の化粧加工)	防虫処理
			・有り（加工：・天然木化粧加工 ・塗装加工） ・無し（等級：・1等・2等・3等）	・行う ・行わない

・「単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材

施工箇所	寸法(mm)	表面の品質 (表面の化粧加工)	防虫処理
		・有り（加工：・天然木化粧加工 ・塗装加工） ・無し（　　）	・行う ・行わない

・CLT(直交集成版)

施工箇所	品名	強度等級	種別	接着性能 (使用環境)	樹種名	寸法(mm)

・「合板の日本農林規格」による普通合板

施工箇所	品名	単板の 樹種名	防虫処理
			・行う ・行わない
			・行う ・行わない

・「合板の日本農林規格」による構造用合板

施工箇所	品名	単板の 樹種名	保存処理	防虫処理	強度等級
				・行う ・行わない	
				・行う ・行わない	

・「合板の日本農林規格」による化粧ばり構造用合板

施工箇所	品名	厚さ(mm)	単板の 樹種名	接着の 程度	防虫処理
				・1級 ・特類	・行う ・行わない

・「合板の日本農林規格」による天然木化粧合板

施工箇所	化粧板に使用する単板の樹種名	厚さ (mm)	接着の 程度	防虫処理
			・1類 ・2類	・行う ・行わない

・「合板の日本農林規格」による特殊加工化粧合板

施工箇所	品目	厚さ(mm)	接着の程度	単板の樹種名	化粧加工の方法	防虫処理
			・1類 ・2類		・ｵｰﾊﾞｰﾚｲ ・ﾌﾟﾘﾝﾄ ・塗装	・行う ・行わない

・パーティクルボード

施工箇所	表裏面の状態による区分	難燃性による区分

・構造用パネル

施工箇所	品名	寸法(mm)

・ミディアムデンシティファイバーボード（ＭＤＦ）

施工箇所	厚さ(mm)	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分

・薬剤による防腐・防蟻処理を省略できる樹種による製材
　適用部材：（　　）

・工場における薬剤の加圧注入処理による防腐・防蟻処理

適用部材	保存処理性能区分
	・K2　・K3　・K4
	・K2　・K3　・K4

・薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理

適用部材	薬剤の種類
	・
	・

・薬剤の接着剤への混入による防腐・防蟻処理
　適用部材：（　　）

・合板等への加圧注入処理等による防腐・防蟻処理
　適用部材：（　　）

7　軽量鉄骨天井下地

[建改標6.6.1～4]	野縁等の種類 屋外（・19型　・25型）　屋内（[・]19型　・25型） 屋外の場合の形式及び寸法 野縁受、つりボルト、インサートの間隔及び周辺部端からの距離 ・図示による　・ 野縁の間隔 ・図示による　・

工法
・つりボルトの間隔が 900㎜ を超える場合
補強方法　（・図示　　・　　）
・天井のふところが 3.0m を超える場合
補強方法　（・図示　　・　　）
・天井下地材における耐震性を考慮した補強
補強箇所、補強方法　（・図示　　・　　）
・屋外の軒、ピロティ等の天井における耐風圧性を考慮した補強
補強箇所、補強方法　（・図示　　・　　）

既存の埋込インサート
・再利用する　　・再利用しない
引抜き試験
試験箇所数　・当該階において３箇所　・監督員との協議による
確認強度　・400N　・____N

あと施工アンカー
・使用する　　・使用しない
引抜き試験
試験箇所数　・当該階において３箇所　・監督員との協議による
確認強度　・400N　・____N
ただし、次の天井は除く。
（ア）平成 25 年 8 月 5 日 国土交通省告示第 771 号に定める特定天井
（イ）天井面構成部材等の単位面積当たりの質量が 20kg/㎡を超える天井
（ウ）傾斜、段差、曲面等の水平でない天井
（エ）システム天井

8　軽量鉄骨壁下地

[表 6.7.1]

スタッドの高さが 5.0m を超える場合
・図示による　　・

9　ビニル床シート、ビニル床タイル、ゴム床タイル張り

[建改標 6.8.2～3]
[表 6.8.1～2]

ビニル床シート

色柄	備考
・ ・	・巻上げ（ H=　　㎜ ）

ビニル床タイル

色 柄	寸法(㎜)	備 考
・無地 ・	・300×300 ・450×450 ・500×500	

特殊機能床

シート・タイルの種別	種 類	性 能	厚さ、寸法、形状(㎜)
・帯電防止床シート			厚さ：
・帯電防止床タイル			寸法：　　厚さ：
・耐動荷重性床シート		―	厚さ：
・防滑性床シート		―	厚さ：
・防滑性床タイル		―	寸法：　　厚さ：

ビニル巾木
材質の種類　・軟質　　・硬質
高さ(㎜)　・60㎜　　・100㎜

	ゴム床タイル 種類　　・単層品　　・積層品 色柄　　（　　） 厚さ(mm)　　・3.0　　・4.5　　・6.0　　・9.0 寸法(mm)　　（　　） 接着剤 水の影響を受けやすい土間やトイレ床ではエポキシ樹脂系、又はウレタン樹脂系を使用 下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合の接着剤の主成分による区分 ・図示による　　・ 下地の工法 モルタル・セルフレベリング・木以外の下地の工法　（　　）

10　視覚障害者用床タイル（誘導用及び注意喚起用床材）

[建改標6.8.2]	ブロックパターンはJIS T 9251による 色彩は黄色を原則とする 屋内　・塩化ビニル製　　・磁器又はせっ器質タイル（・300　・　　） ・レジンコンクリート製 屋外　・レジンコンクリート製　・磁器又はせっ器質タイル（・300　・　　）

11　カーペット敷き

[建改標6.9.2]
[表6.9.1～2]

・織じゅうたん

織り方	パイル形状	帯電性	備考
・ウィルトンカーペット ・ダブルフェースカーペット ・アキスミンスターカーペット	・カットパイル ・ループパイル ・カット・ループ併用	・適用する ・適用しない	

パイル糸の種別　（・A種　・B種　・C種）
見切り、押え金物
・適用する　材質、形状等（・図示　・　　）
・適用しない

・タフテッドカーペット

パイルの形状	パイル長(mm)	工　法	帯電性	備考
・カットパイル	・	・グリッパー工法 ・全面接着工法	・適用する ・適用しない	
・ループパイル	・			
・カット、ループ併用	・			
・	・			

見切り、押え金物
・適用する(材質、形状等　・図示　・　　)
・適用しない

・タイルカーペット
見切り、押え金物
・適用する(材質、形状等　・図示　・　　)
・適用しない

12　合成樹脂塗り床

[建改標6.10.2]

種類	工法	仕上の種類	施工箇所
・厚膜型塗床材 (弾性ウレタン樹脂系塗床材)			

・厚膜型塗床材 （エポキシ樹脂塗床材）	・薄膜流しのべ工法 ・厚膜流しのべ工法 ・樹脂モルタル工法	・平滑仕上げ ・防滑仕上げ	
・薄膜型塗床材 （エポキシ樹脂塗床材）			
・			

13　フローリング張り

[建改標6.11.2～6]
（表6.11.1～6）

・単層フローリング

種類	工法	樹種	厚さ、幅及び長さ
・フローリングボード1等	・釘留め工法 （根太張り）	・	
	・釘留め工法 （直張り）	・	
	・接着工法	・	
・フローリングブロック1等	・接着工法	・	・

・複合フローリング

種類	工法	樹種	種別（厚さ、幅及び長さ）
・複合フローリング （天然木化粧）	・釘留め工法 （根太張り）	・	・A種　・B種　・C種
	・釘留め工法 （直張り）	・	・A種　・B種　・C種
	・接着工法	・	・A種　・B種　・C種

既存フローリング塗替え　下地調整（　　）塗料（　　）

14　畳敷き

[建改標6.12.2]

種別
・A種　・B種　・C種　・D種(畳床　・KT-I　・KT-Ⅱ　・KT-Ⅲ　・KT-K　・KT-N)

・衝撃緩和型畳　畳表(JIS A 5902)　（・C1　・C2）

15　せっこうボード、その他ボード、合板張り

[建改標6.13.2～3]

せっこうボード

規格名称	種類	厚さ(mm)等
木質系 セメント板	・硬質木毛セメント板	・15　・20　・25　・
	・中質木毛セメント板	・15　・20　・25　・
	・普通木毛セメント板	・15　・20　・25　・
	・硬質木片セメント板	・12　・15　・18　・21　・
	・普通木片セメント板	・30　・
繊維強化セメント板	・けい酸カルシウム板	タイプ2(無石綿)　・6　・8
火山性ガラス質複層板 (VSボード)	・火山性ガラス質複層板	・　・
繊維板	・ミディアムデンシテファイバーボード(MDF)	・3　・7　・9　・12　・
	・ハードボード(素地)	・無研磨板 （・スタンダード　・テンバード） ・研磨板 （・スタンダード　・テンパード） ・2.5　・3.5　・5　・7
	・ハードボード(化粧)	・内装用　・外装用 ・2.5　・3.5　・5　・7

	・インシュレーションボード	A級 （・天井仕上　・内装仕上　・　　） ・9　・12　・15　・18
パーティクルボード	・単板張りパーティクルボード	・無研磨板　・研磨板 ・10　・12　・15　・18
	・化粧パーティクルボード	・単板オーバーレイ ・プラスチックオーバーレイ ・塗装 ・10　・12
吸音材料	・ロックウール化粧吸音板	・12.5（不燃）　・15（不燃）　・
	・ロックウール吸音ボード1号	・25　・
	・グラスウール吸音ボード32K	・25（ガラスクロス包）　・
せっこうボード製品	・せっこうボード	・12.5（不燃）　・15（不燃）　・
	・不燃積層せっこうボード	・化粧無（下地張り用） ・化粧有（トラバーチン模様） ・9.5（不燃）
	・シージングせっこうボード	・12.5（不燃）　・
	・強化せっこうボード	・12.5（不燃）　・15（不燃）　・
	・せっこうラスボード	・9.5　・
	・化粧せっこうボード（木目）	模様（・柾目　・板目） 専用下地材有り
	・化粧せっこうボード（トラバーチン模様）	・9.5（準不燃）

ボード表面への化粧張仕上げの有無
　・有り（種類：　　）　・

天井のボードの重ね張りの張り付け方法（ロックウール吸音板を除く）
　（　　）
せっこうボードの目地工法
　・図示（仕上げ表）による　・
せっこうボードのエッジの種類（突付け工法、目透し工法の場合）
　・図示による　・

合板

種類	規　格	防虫処理
・普通合板	表板の樹種名（　　） 板面の品質（　　） 厚さ（㎜）（　　）	・行う ・行わない
・天然化粧合板	化粧板の樹種名（　　） 厚さ（㎜）（　　）	・行う ・行わない
・特殊加工天然化粧合板	化粧加工の方法 　・オーバーレイ　・プリント 　・塗装　・ 表面性能（　　） 厚さ（㎜）（　　）	・行う ・行わない

合板のホルムアルデヒド放散量
　・ F☆☆☆☆　・
合板の張付け　・A種　・B 種

16　壁紙張り

［建改標6.14.2］

施工箇所	壁紙の種類						防火性能	備考
	紙	繊維	プラスチック	無機質	塩化ビニル	その他	防火性能	備考

		・	・	・	・	・	・	・不燃 ・準不燃 ・難燃	
		・	・	・	・	・	・		

17　モルタル塗り

[建改標6.15.3]	モルタル　・現場調合材料　・既調合材料 規制目地材 ・設ける　施工箇所(　　) 形状(・図示　・　　) ・設けない

18　セメントモルタルによるタイル張り

[建改標6.16.2]

見本焼き　・行う　・行わない
試験張り　・行う　・行わない

タイルの形状、寸法等

施工箇所	種類	形状寸法(mm)	吸水率による区分			うわぐすり		役物		色		耐凍害性		耐滑り性	備考
			Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	施ゆう	無ゆう	有	無	標準	特注	有	無		
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

既調合モルタル
・既調合モルタルの製造所の仕様による　・

壁タイル張り工法
内外装タイル　(・密着張り　・改良圧着張り)
内装タイル以外のユニットタイル　(・マスク張り　・モザイクタイル張り)

19　有機系接着剤によるタイル張り

[建改標6.16.4]

見本焼き　・行う　・行わない
試験張り　・行う　・行わない

タイルの形状、寸法等

施工箇所	種類	形状寸法(mm)	吸水率による区分			うわぐすり		役物		色		耐凍害性		耐滑り性	備考
			Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	施ゆう	無ゆう	有	無	標準	特注	有	無		
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

外装タイルにおける目地詰め　(・行う　・行わない)

20　セルフレベリング材塗り

[建改標6.17.3]	セルフレベリング材の塗り厚　(　　)

塗装改修工事

1　塗装改修工事

[建改標7章]	・建改標による

2　耐候性塗料塗り

[建改標7.8.1～4]
[建改標7.4.3]
[建改標7.2.3]
[表7.8.1～3]
[表7.2.2]
[表7.4.1]
[表7.4.3]

下地	上塗り塗料等級	錆止め塗料塗り（塗り工法種別）
鉄鋼面	・１級　・２級　・３級	・新規　Ａ種
		・塗替え（・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種）

下地	上塗り塗料等級
亜鉛めっき鋼面	・１級　・２級　・３級

下地	種別
コンクリート面及び押出成形セメント板面	・新　規（・Ａ－１種　・Ｂ－１種　・Ｃ－１種）
	・塗替え（・Ａ－１種　・Ｂ－１種　・Ｃ－１種 ・Ａ－２種　・Ｂ－２種　・Ｃ－２種）

3　クリヤラッカー塗り

[表7.6.1]	種別がＡ種の場合における着色に用いる塗料の種類 ・

4　ウレタン樹脂ワニス塗り

[表7.11.1]	着色　・無　・有（・油性顔料着色剤　・溶剤系顔料着色剤）

5　ステイン塗り

[建改標7.12.2]	オイルステイン塗りの仕様 ・図示による　・

ユニット及びその他工事

1　フリーアクセスフロア

(建標20.2.2)

施工箇所	構造	寸法(mm)	高さ(mm)	耐震性能	所定荷重	表面仕上げ材
	・支柱調整式 ・置敷式	・500×500	・	・1.0G ・0.6G	・3,000N ・5,000N	・帯電防止床タイル ・タイルカーペット ・

帯電防止性能　・U値(クラス1)　・U値(クラス2)
漏えい抵抗　・R≧1×10Ω6　・

2　トイレブース

(建標20.2.5)

パネル表面材の材質	笠木	脚部の種類
・メラミン樹脂系化粧板 ・ポリエステル樹脂系化粧板 ・	・ステンレス製	・幅木タイプ ・足金物タイプ

ヒンジ　グレビティヒンジ（中心吊式）
エッジ　アール形状
保護材　エッジ下端部

3　階段滑止め

(建標20.2.7)

材種	形状	寸法(mm)

	・ステンレス材(SUS304) ・黄銅製押出型材 ・アルミニウム製押出型材	・ひも材 ・タイヤ型	・ ・

4　黒板・ホワイトボード

(建標20.2.9)

種　類		寸法(㎜)	色　彩	備　考
・黒板	・焼付け(鋼製)		・緑　・黒	・平面　・曲面　・スクリーン付引分
	・焼付け(ほうろう)		・緑　・黒	・平面　・曲面　・スクリーン付引分
・ホワイトボード	・ほうろう		・白	・平面　・曲面　・スクリーン付引分

5　表示

(建標20.2.11)

・衝突防止表示
　形状、寸法(・30φ　　・　　)
　材質　　(・ステンレス材　・　　)
・非常用侵入口等の表示等（・消防法に適合する市販品　・　　）

室名札、ピクトグラフ、案内板等の形状寸法材質色、書体、印刷等の種別、取付け形式
　・図示による　　・
　法令に基づく表示　案内用図記号についてはJIS Z 8210による
　また、書面または図面により監督職員の承諾を受けること

6　ブラインド

(建標20.2.14)

・横形ブラインド
　幅、高さ　(・図示　　・　　)
・縦形プラインド
　幅、高さ　(・図示　　・　　)
　開閉方式　(・片開き　・両開き)
　スラットの材質　・焼付け塗装仕上げのアルミスラット
　　・消防法で定める防炎性能の表示がある特殊樹脂加工クロススラット
　スラットの幅　(　　)㎜

7　ロールスクリーン

(建標20.2.15)

・既存再使用する（養生方法：　　）
・新設する

材種	品質	操作方式	幅、高さ	取付箇所
・ポリエステル ・	・	・電動式 ・スプリング式 ・チェーン式	・図示 ・	・図示 ・

8　カーテン・カーテンレール

(建標20.2.16)

・既存再使用する
・新設する

形式		開閉操作方式	ひだの種類	生地の修理、品質、特殊加工等	取付箇所	備考
・シングル ・ダブル	・片引き ・引分け	・手引き ・ひも引き ・電動	・つまみひだ(三つ山ひだ、二つ山ひだ) ・箱ひだ、片ひだ ・プレーンひだ	・ ・ ・	・図示 ・	
						(暗幕)

カーテンレールの材種　・アルミニウム製　　・ステンレス製

9　ブラインドボックス・カーテンボックス

・既存再使用する
・新設する
溝幅×深さ(㎜)
・90×150　・120×80　・120×150　・150×80　・図示による
材質　・集成材(仕上げ：　)
・アルミニウム製　押出し型材(市販品)
種別（・BC-1 種　・BC-2 種）
色合い　・標準色(　)　・特注色(　)
・鋼製(仕上げ：　)

10　天井点検口

・既存再使用する
・新設する

材種	寸法	形式		外枠	内枠
・アルミニウム製 ・	・450×450 ・600×600 ・	・一般形	・屋内外用 ・屋内用	・額縁タイプ ・目地タイプ	・額縁タイプ ・目地タイプ
		・			

11　床点検口

・既存再使用する
・新設する

材種	寸法	形式		備考
・アルミニウム製 ・ステンレス製 ・鋼製	・450×450 ・600×600 ・	・一般形 ・密閉形 ・	・屋内外用 ・屋内用	・鍵付き

12　流し台ユニット

材種	寸法(㎜)			備考
	W	D	H	
・流し台	・1,200 ・1,500 ・1,800	・550 ・600 ・650	・800 ・850	市販品 トラップ付き 天板ステンレス製
・コンロ台	・600	・550 ・600 ・650	・620 ・670	市販品 バックガード有り 天板ステンレス製
・つり戸棚	・1,200 ・900	・450	・500 ・700	市販品
・水切り	・1,200 ・900 ・600	―	―	市販品 ステンレス製 ・1 段式　・

形状　（・図示　・　）

13　屋内掲示板

枠の材質　・アルミニウム製
表面の材質　・塩ビ発泡シート張り　・シナ合板素地

14　洗面カウンター

材種　・メラミン樹脂化粧板張り（心材：集成材）　・人工大理石

15　防煙垂れ壁

・固定式
・可動式（・垂直降下式(巻取り型)　・回転降下式）

16　舗装

(建標22.1.3)
(建標22.3.2～3)
(建標22.4.2～4)
(建標22.5.2～3)
(建標22.6.2～4)

舗装の種類	使用材料	厚さ(mm)	路盤材料	厚さ(mm)

(街きょ、縁石及び側溝)
材料及び形状・寸法　・図示　・
(砂利敷き)
種別　・A種　・B種

17　植栽

(建標23.4.2)

樹種	寸法	株立数	備考

環境配慮改修工事（アスベスト含有建材）

1　アスベスト除去工事共通事項

①建築物等の解体等工事を行う場合は、「必要な知識を有するもの※」による事前調査を実施し、作業開始前（届出対象特定工事の場合は工事開始の14日前まで）に書面で発注者へ報告すること。
※一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者、一戸建て等石綿含有建材調査者

②一定規模以上の建築物等について、石綿含有建材の有無に関わらず、事前調査結果を都道府県等へ報告すること。
＜規模要件＞
建築物の解体：対象の床面積の合計が80㎡以上
建築物の改造・補修、工作物の解体・改造・補修：請負金額の合計が100万円以上
＜報告事項＞
調査対象の建築物等の概要、解体等工事の期間、建築材料の種類及び特定建築材料に該当するか否か(該当しないと判断した場合はその根拠)、調査者等の氏名及び調査者等であることを明らかにする事項等
＜報告の方法＞
石綿事前調査結果報告システム

③石綿含有吹付け材、石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材を除去、封じ込め、または囲い込みを行う場合は、都道府県等へ下記書類を届出ること。
作業開始前に提出が必要な書類
14日前までに「特定粉じん排出等作業実施届出書（大気汚染防止法)」を千葉市環境規制課へ提出する必要があるため、21日前程度までに監督職員に提出すること
作業完了後に提出が必要な書類
「石綿濃度測定結果等報告書（千葉市要綱)」
石綿濃度の測定　施工者は、千葉市要綱に基づき、大気中の石綿濃度の測定を行う必要があります。
測定箇所
＜作業開始前及び終了後＞
建築物等の周辺4 方向における敷地境界線上の4 か所
＜作業実施中＞
建築物等の周辺4 方向における敷地境界線上の4 か所
集じん・排気装置の排気口及び前室の出入口（作業場の隔離の措置を講じた場合）
測定高さ　地上1.5ｍ
測定方法　石綿に係る特定粉じんの濃度の測定法（平成元年環境庁告示第９３号）に定める方法その他の適当な方法（アスベストモニタリングマニュアル（環境省）等

2　アスベスト含有吹付け材の除去

[建改標9.1.3]

石綿含有吹付け材等の処分方法
・埋立処分　・中間処理

3　石綿含有保温材等の除去

[建改標9.1.4]	除去方法 ・切断又は破砕 ・原形のまま、手ばらし ・ 処分方法 ・埋立処分　　・中間処理

4　石綿含有成形板等の除去

[建改標9.1.5]	作業場所周辺の養生 ・行う　　・行わない 石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板等の処分方法 ・埋立処分　　・中間処理

5　石綿含有仕上塗材の除去

[建改標9.1.6]	除去方法 ・集じん装置併用手工具ケレン工法 ・剥離剤併用手工具ケレン工法 ・集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法 ・ 処分方法 ・埋立処分　　・中間処理

6　石綿含有接着剤の取り扱い

	対応方法 ・囲い込み　　・除去 除去する場合の除去方法 ・ 除去範囲 図示による 除去する場合の処分方法 「４石綿含有成形板等の除去」に準ずる

その他

1　他工事との取合い区分

図面に明示されていない場合は、下表による。

分類	No.	項目	建築	電気	機械
躯体関係	1	建物内のスラブ解体・復旧	○		
	2	同上部の砕石敷き撤去・復旧	○		
	3	同上部の根切り埋戻し	○		
	4	躯体解体復旧部分のスリーブ・箱入れ(コンクリート部)	○	○	○
	5	建築構造体の鉄筋補強	○		
	6	コア抜き・配管後の穴埋め		○	○
	7	撤去後の不要なスリーブ等の穴埋め(補強不要箇所)		○	○
	8	撤去後の不要な箱等開口部の鉄筋補強および穴埋め	○		
	9	穴埋め後の仕上補修	○	○	○
	10	置床設置前の墨出し(置床工法の場合)	○		
外壁関係	1	外壁取付の給排気用ガラリ(接続フランジ付)	○		
	2	同上用ガラリチャンバー			○
	3	給気用ガラリ(フィルター共)	○		
	4	配管・換気扇等の取付用アルミパネル取付	○		
	5	同上アルミパネルの穴明け	○		
	6	外壁取付のウェザーカバー・ベンドキャップ取付			○

			7	同上コーキング処理			○
			8	換気扇等撤去後の不要となった開口部の閉塞	○		
			9	撤去後の不要なスリーブ等の穴埋め（補強不要箇所）		○	○
			10	穴埋め後の仕上補修	○	○	○
		内装関係	1	軽量間仕切壁・天井下地の開口補強	○		
			2	補強を要するボードの開口	○		
			3	補強を要しないボードの開口		○	○
			4	不燃メラミン化粧板の開口	○		
			5	既存間仕切壁の切込み及び補強（軽鉄・木下地部）	○		
			6	配管配線更新に伴う天井の取外し復旧・補修	○		
			7	天井伏図の作成	○		
			8	天井伏図の開口部記入	○	○	○
			9	開口部の墨出し	○	○	○
			10	天井・壁・床の点検口取付	○		
			11	衛生器具類取付用の壁及び軽鉄下地補強	○		
			12	配管用ライニング	○		
			13	天井機器（天井扇、ダウンライト、スピーカー等）取付用の下地補強	○		
			14	和風大便器及び掃兼口まわりのコーキング	○		
		設備関係	1	システムキッチン・流し台・吊戸棚	○		
			2	シャワーユニット（搬入・据付共）	○		
			3	流し台・ガス台の水切り	○		
			4	流し台の水栓類・排水金物			○
			5	流し台・水切りの配管器具取付用の開口及び補強	○		
			6	給食室内排水溝及びグレーチング蓋	○		
			7	厨房排気フード（SUS 製）			○
			8	レンジフード本体			○
			9	洗面カウンター（開口及び補強）	○		
			10	衛生器具取付			○
			11	衛生器具（和風大便器を除く）周りのコーキング処理			○
			12	化粧鏡取付	○		
			13	手すり取付	○		
			14	紙巻器取付			○
			15	洗濯機パン、排水金具			○
			16	洗濯機パン用嵩上げ架台	○		
			17	機器取付用基礎（内部）	○		
			18	機器取付用基礎（外部）	○	○	○
			19	配管配線用の架台基礎		○	○
			20	機器取付用のアンカーボルト取付		○	○
			21	機器設置に伴うフェンス	○		
			22	厨房器具類の撤去	○		
			23	危害防止装置用電源	○		
		屋外関係	1	ルーフドレン	○		
			2	雨水排水管（排水溝まで）	○		
			3	U字溝	○		
			4	屋外排水管（汚水・雑排水・雨水）			○
			5	屋外排水桝及び蓋			○
			6	舗装改修部分の排水桝蓋取替及びレベル調整			○

		7	屋外配管工事に伴うはつり工事・土工事・舗装工事		○	○
		8	犬走り部分のはつり補修工事・舗装工事（コンクリート舗装）	○		
		9	同上部の砕石敷き撤去・復旧	○		
		10	同上部の根切り埋戻し		○	○
		11	足洗場	○		
		12	屋外仮設足場	○		

千葉市建築工事特記仕様書（機械設備工事編）（令和８年度版）

Ⅰ　工事概要

１　工事種目（○印を付けたものを適用する）

建物別及び屋外 ＼ 工事種目	工事種別					
	幸ポンプ場					屋　外
空調（冷暖房）設備	○					
換　気　設　備	○					
排　煙　設　備						
自動制御設備						
衛生器具設備						
給　水　設　備						
排　水　設　備						
給　湯　設　備						
消　火　設　備						
厨房器具設備						
ガ　ス　設　備						
排水処理設備						
さく井設備						
撤　去　工　事	○					

２　設備概要

1F 電気室の換気設備工事

1F 電気室の空調設備の撤去・再設置工事

Ⅱ　工事仕様

１　特記仕様

（１）項目、特記事項は、番号及び・に□印の付いたものを適用する。

（２）特記事項に記載の（機標　．．）内の表示番号は、機標の該当項目又は当該図表を示す。

項　目	特　記　事　項
	１　機械設備共通事項
１　技能士の適用 （機標 1.5.2）	・配管施工（配管工事）　・建築板金施工（ダクト製作及び取付け） ・冷凍空気調和機器施工（冷凍空調機器の据付） ・熱絶縁施工（保温工事）
２　機材の工場検査	対象機材（・　・　・　）
３　出来高検査	下記機材については製造工場において、出来高検査を実施することが出来るものとする。 （　）
4　諸手続	官公署その他の関係機関への諸手続き等に要する費用は、受注者の負担とする。
5　工事用仮設物	すべて受注者の負担とする。ただし、構内に作ることが（・できる　・できない）
6　足場・さん橋類	機改標第１編 2.2.1 によるほか下記による。

・本工事にて設置とする。
・別契約の関係受注者が設置する。
・内部仮設足場等（・　　種　・　　種）
・外部仮設足場等（・　　種　・　　種）

7　埋戻し土・盛土

・根切り土の中の良質土　　・山砂の類

8　撤去材の引渡し

・なし　　・あり（・金属（・機器　　・ダクト　　・配管　　・その他の金属）
・　　・　　・　　・　　）

9　容量等の表示

・機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。
・電動機出力、燃料消費量、圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。

10　総合調整

・本工事（測定項目、箇所等は監督職員の指示による）　　・別途
・風量調整　　・室内気流及びじんあいの測定
・水量調整　　・騒音の測定
・室内外空気の測定（・湿度　・温度）　・初期運転状態の記録
・飲料水の水質の測定

11　非破壊検査等

非破壊検査等による埋設物の調査を行う。範囲は監督職員の指示による。
なお、検査費は（・本工事　　・別途）とする。

12　鋼板製煙道

ばい煙濃度計の取付座、ばいじん量測定口（直径 80㎜ 以上）伸縮継手及び掃除口の位置は図示による。

13　吊り及び支持金物

屋外若しくは多湿部に使用するものはステンレス鋼製（SUS304）または溶融亜鉛めっき（2 種 35）処理を施したものとする。
（・槽内　　・　　）に使用するものはステンレス鋼製（SUS304）とする。

14　耐震措置

設備機器及び配管・ダクト等の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針　2014 年版」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修）により行う。
下記に示す重要機器かつ１kN を超える設備機器については、その固定方法の根拠となる強度計算書を提出すること。
ただし、設計用地震力（水平及び鉛直）は次の設計用水平震度 K_H 及び、設計用鉛直震度 $K_V=(1/2)K_H$ を用いて計算する。設計用水平地震力と設計用鉛直地震力は同時に作用するものとする。

【設計用水平地震度】

設置場所	機器種別	・特定の施設		・一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	機器	２．０	１．５	１．５	１．０
	防振支持の機器	２．０	２．０	２．０	１．５
	水槽類	２．０	１．５	１．５	１．０
中間階	機器	１．５	１．０	１．０	０．６
	防振支持の機器	１．５	１．５	１．５	１．０
	水槽類	１．５	１．０	１．０	０．６
地下階一階	機器	１．０	０．６	０．６	０．４
	防振支持の機器	１．０	１．０	１．０	０．６
	水槽類	１．５	１．０	１．０	０．６

（注）１　上層階とは２～６階建以下の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、１０～１２階建の場合は上層３階、１３階建以上の場合は上層４階とする。
中間階とは地下階、１階を除く各階で上層階に該当しないもの
（平屋建の場合はなし）

（注）2　水槽類には、オイルタンク等を含む。

（注）3　機器の固定について、下記にはあと施工アンカーを使用することができる。

（・　　・　　）

あと施工アンカーを使用する場合は、監督職員に次の書類を提出する。

あと施工アンカーを施工する作業者の資格者証の写し

（資格者証は一般社団法人日本建築あと施工アンカー協会が発行したもの、若しくはそれに準ずるもの）

作業段階確認写真

重要機器、重要水槽とは下記に示すものをいう。

重要機器

・給水装置　・排水装置　・換気機器　・空調機器　・熱源機器　・防災設備

・消火設備　・監視制御設備　・危険物貯蔵装置　・火を使用する設備

・避難経路上に設置する機器

重要水槽

・受水槽　・消火用充水タンク

15　配管

地中埋設配管（排水管を除く）

・地中埋設標　・要（図示の場所）　・不要

・地中表示用テープ（アルミ箔付、２倍折）　・要　・不要

溶接部の非破壊検査　・要（　　）

16　屋上配管架台

ゴムパッド敷きの上設置とする。

転倒等の恐れがなく、配管からの取り外しが容易で移動可能な構造とする。

17　保温

機標第2編によるほか下記による。

・屋外露出部（・　・　・　・弁類含む　）は防凍保温を行う。その仕様は機標第2編3.1.4及び3.1.5とする。

厚さは配管の呼び径25以下のものは50mm、呼び径32以上のものは40mmとする。

・共同溝、床下ピットの保温は（機標第2編　暗渠内）の施工箇所を適用する。

ただし、塩ビライニング鋼管（VD）にて施工する場合は、保温を行わない。

・多湿箇所は下記の場所とする。（天井内共多湿箇所とする。）

（・浴室（ユニットは除く）　・脱衣室　・　　）

・冷水、冷温水、給水及び給湯用の屋内露出配管で、保温を行う呼び径65A以上の弁類は配管の保温仕様と同様とする。ただし、ストレーナの保温は標準仕様書のとおりとする。

【ダクトの保温の外装】

屋内露出	倉庫・書庫	・アルミガラスクロス
	各階機械室	・アルミガラスクロス
	主機械室	・アルミガラスクロス
	居室・廊下など	・カラー亜鉛鉄板　・ステンレス鋼板
屋外露出・多湿箇所（　　）		・カラー亜鉛鉄板　・ステンレス鋼板 ・溶融アルミニウム亜鉛鉄板

【配管の保温の外装】

屋内露出	倉庫・書庫	・アルミガラスクロス　・化粧原紙　・合成樹脂製カバー
	各階機械室	・アルミガラスクロス　・化粧原紙　・合成樹脂製カバー
	主機械室	・アルミガラスクロス　・化粧原紙　・合成樹脂製カバー
	居室・廊下など	・合成樹脂製カバー　・鋼板製ダクト
	（　　）	・
屋外露出・多湿箇所（　　）		・カラー亜鉛鉄板　・ステンレス鋼板 ・溶融アルミニウム亜鉛鉄板　・鋼板製ダクト

【冷媒管の保温の外装】

屋内露出	・合成樹脂製カバー　・保温化粧ケース　・鋼板製ダクト
屋外露出	・ステンレス鋼板　・保温化粧ケース　・溶融アルミニウム亜鉛鉄板 ・鋼板製ダクト

18　塗装

下記に指定する配管・ダクトは機標第2編3.2.1による塗装を行う。

屋内露出	倉庫・書庫	・ダクト　・金属電線管　・
	各階機械室	・ダクト　・消火管　・金属電線管　・
	主機械室	・ダクト　・消火管　・金属電線管　・
	居室・廊下など	・ダクト　・消火管　・金属電線管　・
	（　　）	・
屋外露出・多湿箇所		・通気管　・

19　電線

電線及びケーブルの規格は機標第4編1.5.1表4.1.11による。

20　はつり

既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴明けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。
壁はつりに関しては、（・配筋探査　・レントゲン撮影　）を行う。

2　空気調和（冷暖房）設備

1　設計温湿度

	外気		屋内					
			一般系統					
	温度(DB)	湿度(RH)	温度(B)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)
夏季	34.8℃	58.0%	26.0℃	50.0%	℃	%	℃	%
冬季	2.2℃	41.7%	22.0℃	40.0%	℃	%	℃	%

2　ダクト

・低圧ダクト（・コーナーボルト工法（・共板フランジ　・スライドオンフランジ）
・アングルフランジ工法　・スパイラルダクト）とする。
・高圧ダクト（適用範囲は図示による。）（・　　）とする。

3　チャンバー

1 内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外寸法を示す。
2 空気調和機、温風暖房機に取り付けるサプライチャンバー、レタンチャンバー及び風道系で消音内貼りし
たチャンバーには点検口を設け、大きさは図示による。
3 外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンバー及びホッパーは雨水の滞留のないように施工する。

4　ダンパー

1 防煙ダンパー　操作方式　瞬時通電式又は電動式（DC24V、0.7A以下）
復帰方式　（・遠隔　・　　）定格入力はDC24V、0.7A以下とする。
2 ピストンダンパー　復帰方式　（・遠隔　・　　）

5　ベントキャップ

1 型式　（・平型　・丸形（深型フード）　）
2 防火ダンパー　（・有　・無　）
3 付属品　（・防虫網（給気）　・防鳥網（排気）　・ガラリ（排気）　）

6　配管材料

1 冷温水管　・
2 冷却水管　・
3 油管　・
4 蒸気管　給気管　・
還管　・
5 膨張管、空気抜き管、ドレン管及び膨張タンクよりボイラ等への給水管は、配管用炭素鋼鋼管(白)とする。
6 結露水管　・配管用炭素鋼鋼管　・硬質塩化ビニル管（VP）　・耐火二層管
・耐候性硬質ポリ塩化ビニル管　・空調用結露防止層付硬質塩化ビニル管
ただし、空調用結露防止層付硬質塩化ビニル管は下記の場所では使用しないこと。
・外気が流入する箇所　・高温多湿箇所　・多量の結露水が流れる箇所
なお、保温化粧カバー内に結露水管を入れる場合は、断熱ホースを使用してもよい。
7 補給水管　・

7　弁類	JIS又はJV（・5K　　・10K（図示部分）） 鋼管用伸縮管継手の種類は図示による。 ステンレス配管を使用する場合の材質はステンレス製とする。
8　油面制御装置	制御盤には（・給油ポンプ制御　　・満油警報　　・遠隔警報　　・電磁弁制御　　・返油ポンプ制御 ・減油警報　　・　　）の端子を設ける。 なお、フロートスイッチ部と制御盤間の配線配管は製造者の標準仕様とする。
9　保温及び消音内張り	機標第2編3.1.4による。ただし、下記については本仕様による。 還りダクトの保温　　要（保温の厚さ25㎜、範囲は図示による） 外気取入れ用ダクトの保温　要（保温の厚さ25㎜、範囲は外壁から1m） 排気ダクトの保温　　要（保温の厚さ25㎜、範囲は外壁から1m） 膨張タンクよりボイラ等への補給水管の保温は、機標第2編3.1.4の温水管の項による。 建物内の空気抜き管は、機標第2編3.1.4の温水管の項による。 空気調和機及びファンコイルユニットの排水管の保温は、機標第2編3.1.5の排水管の項による。 冷媒管の保温は、千葉市都市局建築部建築設備課の設備標準図による。
10　冷媒管管材	・銅管 ・断熱材被覆銅管（国交省仕様）　　・断熱材被覆銅管（一般仕様）
11　冷媒（フロン類）の充填及び回収	フロン類の充填及び回収を行った際は、充填証明書及び回収証明書を提出する。
	3　換気設備
1　ダクト	・低圧ダクト（・コーナーボルト工法（・共板フランジ　　・スライドオンフランジ） ・アングルフランジ工法　　・スパイラルダクト）とする。 ・高圧ダクト（適用範囲は図示による。）（・　　）とする。 ただし、厨房用排気ダクトの板厚については千葉市火災予防条例に準ずる。
2　ダンパー	空気調和設備の当該項目による。
3　ベントキャップ	1型式　（・平型　・丸形（深型フード）　） 2防火ダンパー　（・有　・無　） 3付属品　（・防虫網（給気）　・防鳥網（排気）　・ガラリ（排気）　）
4　排気ダクトのシール	・厨房系統　　・浴室（シャワー室、脱衣所含む）系統
5　チャンバー	空気調和設備の当該項目による。
6　保温	下記のダクトは保温を行う。 全熱交換ユニット用の室外側ダクト　（保温の厚さ25㎜） 多湿箇所のダクト　　（保温の厚さ50㎜） 外気取入れ用ダクト　　（保温の厚さ25㎜、範囲は外壁から1m） 冷暖房居室の排気ダクト　　（保温の厚さ25㎜、範囲は外壁から1m） スパイラルダクトの保温は、グラスウール保温板３２Ｋを使用してもよい。

4　撤去工事

1　支持金物等

ダクト及び配管の支持金物、吊りボルト等は本工事にて撤去する。

2　石綿含有調査

・定性分析　　・定量分析　　・分析費用は（・本工事　　・別途）

分析方法は「建材中の石綿含有率の分析方法等に係る留意事項について」（厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長平成 26 年 3 月 31 日　基安化発 0331 第 3 号）による。

3　石綿撤去

・配管エルボ保温材　　・天井材　　・配管パッキン　　・外壁　　・

関係法令に従い、適切に撤去を行うこと

なお、配管エルボ保温材の撤去については下記による。

撤去方法は標準図により、該当部位は図面による。

配管継手部が石綿保温材で覆われており、石綿保温材で覆われていない直線部を切断し、除去する際は下記の措置を行うこと。

作業の届出並びに除去範囲の図面及び作業要領の届出（石綿障害予防規則第５条及び同第４条）

石綿等の湿潤化（同第１３条）、保護具等の使用（同第１４条）、立入禁止措置（同第１５条）

作業主任者の選任（同第１９条）、作業者への教育（同第２７条）

4　石綿粉じん濃度の測定

下表による他、関係法令及び関係条例に定める方法により測定する。

除去工事を行う当該建物の敷地境界において、規制のある場合はその規制に従う。

測　定　時　期	測　定　場　所	測　定　場　所
処　理　作　業　前	処理作業室内 施工区画周辺又は敷地境界	・2 点　　・3 点　　・　点 4 方向各 1 点
処　理　作　業　中	処理作業室内 セキュリティゾーン出入口 除じん装置排出吹出し口 施工区画周辺又は敷地境界	2 点 1 点 1 点 4 方向各 1 点
処　理　作　業　後 （隔離シート撤去前）		2 点 4 方向各 1 点

5　冷媒（フロン類）の回収

冷凍機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は、機改標による。

(1) 冷媒の回収にあたっては、監督職員に次の書類を提出する。

(ｱ) 家庭用エアコン

特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写し

(ｲ) 業務用エアコン

第一種フロン類回収業者登録通知書の写し

破壊証明書

フロン回収行程管理票の写し

(2) 冷媒回収等の費用は（・本工事　　・別途）

6　発生材の処理等

特別管理産業廃棄物は（・　　）とする。

再生資源化を図るものは（・　　）とする。

引渡しを要するもの以外は、構外搬出適切処理とする。

千葉市建築工事特記仕様書（電気設備工事編）（令和８年度版）

Ⅰ　工事概要

１　工事種目（○印を付けたものを適用する）

建物別及び屋外 ＼ 工事種目	工事種別					
	幸ポンプ場					屋外
電灯設備	○					
動力設備	○					
電熱設備						
雷保護設備						
受変電設備						
電力貯蔵設備						
発電設備						
構内情報通信網設備						
構内交換設備						
情報表示設備						
映像・音響設備						
拡声設備	○					
誘導支援設備						
テレビ共同受信設備						
監視カメラ設備						
駐車場管制設備						
防犯・入退室管理設備						
自動火災報知設備						
中央監視制御設備						
構内配電線路						
構内通信線路						
撤去工事	○					

２　設備概要

1F 電気室の動力設備配線工事

1F 電気室の電灯及びスピーカーの撤去・再設置工事

Ⅱ　工事仕様

１　特記仕様

（１）項目、特記事項は、番号及び・に□印の付いたものを適用する。

（２）特記事項に記載の（電標　．　．　．　）内の表示番号は、電標の該当事項又は当該表を示す。

項目	特記事項
1 機材の工場検査	対象機材　（　・　　・　　・　　）
2 電気工作物の種類	・　事業用電気工作物　　・　一般電気工作物
3 電気工事士	契約電力５００ｋW以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工を行う。
4 諸手続	官公署その他の関係機関への諸手続き等に要する費用は、受注者の負担とする。
5 工事用仮設物	すべて受注者の負担とする。ただし、構内に作ることが（・できる　　・できない）

6 足場・さん橋類

電改標第１編 2.2.2 によるほか下記による。

・本工事にて設置とする。

・別契約の関係受注者が設置する。

・内部仮設足場等（・　　種　・　　種）

・外部仮設足場等（・　　種　・　　種）

7 撤去材の引渡し

・なし　　・あり（　　）

8 耐震措置

設備機器及び配管等の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針　2014 年版」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修）により行う。

１kN を超える設備機器については、その固定方法の根拠となる強度計算書を提出すること。

ただし、設計用地震力（水平及び鉛直）は次の設計用水平震度 KH 及び、設計用鉛直震度 KV＝(1/2)KH を用いて計算する。設計用水平地震力と設計用鉛直地震力は同時に作用するものとする。

【設計用標準水平震度】

設置場所	機器種別	・特定の施設		・一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	機器	２．０	１．５	１．５	１．０
	防振支持の機器	２．０	２．０	２．０	１．５
	水槽類	２．０	１．５	１．５	１．０
中間階	機器	１．５	１．０	１．０	０．６
	防振支持の機器	１．５	１．５	１．５	１．０
	水槽類	１．５	１．０	１．０	０．６
地下階一階	機器	１．０	０．６	０．６	０．４
	防振支持の機器	１．０	１．０	１．０	０．６
	水槽類	１．５	１．０	１．０	０．６

（注）１　上層階とは２～６階建以下の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、１０～１２階建の場合は上層３階、１３階建以上の場合は上層４階とする。
中間階とは地下階、１階を除く各階で上層階に該当しないもの
（平屋建の場合はなし）

（注）２　水槽類には、オイルタンク等を含む。

（注）３　機器の固定について、下記にはあと施工アンカーを使用することができる。
（・　　・　　）
あと施工アンカーを使用する場合は、監督職員に次の書類を提出する。
あと施工アンカーを施工する作業者の資格者証の写し
（資格者証は一般社団法人日本建築あと施工アンカー協会が発行したもの、若しくはそれに準ずるもの）
作業段階確認写真

重要機器

・配電盤類　・発電装置（防災用）　・直流電源装置　・交流無停電電源装置

・交換機　・自動火災報知受信機　・中央監視装置

（注）１ 設備改修工事に伴う電気設備工事の場合、電気設備の重要度は改修する機械設備の重要度に準じること

9 はつり

既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴明けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。

10 再使用機器

取外し再使用機器は、原則として予め動作確認を行った後に取外し、清掃及び絶縁抵抗測定を行った後、取り付ける。

ただし、絶縁劣化等使用に耐えない場合は、監督職員に報告する。

11 高圧幹線

水トリー現象が発生する可能性のある経路を布設する場合は、その経路全体を JCS4395 に規定する 3 層押出型ケーブルとする。

12 高圧ケーブル接続

屋外で高圧ケーブル相互の接続又は端末処理を行う場合は、被覆の収縮対策としてのシースストッパー等の対策を講じる。

13 電線本数管路等

分電盤、制御盤及び端子盤等の二次側以降の配線経路、電線太さ、電線本数及び管径等は、監督職員の承諾を受けて図面と相違しても差し支えない。

14 呼び線

長さ１m以上の入線しない電線管には、電線太さ１．２㎜ 以上の被覆鉄線を挿入する。

15 金属製電線管等の塗装

亜鉛メッキ面は、汚れ、付着物及び油類を除去し、合成樹脂調合ペイント（ＳＯＰ）指定色２回塗りとする。

・　下記の配管は塗装を行う。

（　・　電気室　・　機械室　・　発電機室　・　屋外露出　・　屋内露出　　）

・　特記無き屋外配管は、溶融亜鉛メッキ仕上げとする。

・　特記無き屋外プルボックスの仕様は屋外形とし、材質は下記を適用する。

（　・溶融亜鉛メッキ　・　ステンレス　　）

16 照度測定

照明改修を行う際の測定は下記のとおり対応すること。

・一般照明

居　　室：改修前後の照度の測定を行う。

居室以外：改修後の照度の測定を行う。

・非常用照明装置

改修後の照度測定を行う。

なお、測定箇所と測定数は監督員との協議による。

17 地中埋設深さ

図面に特記なき地中埋設管の埋設深さについては地表面から（　　m）以上とする。

ただし、舗装がある場合には（・舗装表層の下面より　・路盤材の下面より）計測した深さとする。

18 地中線の埋設標

構内線路における埋設標の材質及びその個数は、図面に記載のない場合は次による。

（・鉄製（　　箇所）　・コンクリート製（　　箇所）　　）

地中埋設管路を新設する際、埋設深さ半分の位置に埋設標識シート(2 倍長)を設けること。

19 接地極

接地極の材料は下記による。

なお、接地銅板ＥＰは９００×９００×１．５ｔ以上、接地棒ＥＢは１０φ×１，０００㎜以上とする。

接地の種類			記号	接地抵抗値	接地極
電力接地	・	共同接地	E_AE_D	10Ω以下	EP
	・	共同接地	$E_AE_CE_D$	10Ω以下	EP
	・	A種接地	E_A	10Ω以下	EP
	・	B種接地	E_B	※	EP
	・	C種接地	E_C	10Ω以下	・EP　・EB
	・	D種接地	E_D	100Ω以下	EB
通信接地	・	構内交換機（陽極）	E_t	10Ω以下	・EP　・EB
	・	通信用	E_{At}	10Ω以下	・EP　・EB
	・	通信用	E_{Dt}	100Ω以下	EB
	・	高圧避雷器	E_{LH}	10Ω以下	EP
	・	避雷設備	E_L	10Ω以下	EP
	・	測定用	E_0	—	EB
	・				

※　電力会社との協議による。

図面に特記なきものは下表を標準とする。

20 機器取付高

ただし、下表によりがたい場合は監督職員との協議による。

	名称	測点	取付高（㎜）
共通	取引用計器 引込開閉器・警報盤	地上～上端 床上～中心	２，０００ １，５００
電灯	分電盤 スイッチ（一般） 〃　（障害者用） コンセント（一般） 〃　（和室） 〃　（台上） 〃　（車庫） ブラケット（一般） 〃　（踊場） 〃　（鏡上） 避難口誘導灯 廊下通路誘導灯	床上～中心 〃 〃 〃 〃 台上～中心 床上～中心 〃 〃 鏡上端～中心 床上～下端 床上～上端	１，５００ （上端１，９００以下） １，３００ １，０５０ ３００ １５０ １５０ ８００ ２，１００ ２，５００ １５０ １，５００以上 １，０００以下
動力	壁掛形制御盤 開閉器箱 操作スイッチ・押ボタン	床上～中心 〃	１，５００ （上端１，９００以下） １，５００ １，３００
電話	室内端子盤（廊下・室内） 中間端子盤（ＥＰＳ，電気室） 集合保安器箱 壁付位置ボックス 〃　（一般） 〃　（和室）	床上～下端 床上～中心 〃 〃 〃	３００ １，５００ （天井高）　×　０．９ ３００ １５０
時計・拡声	壁掛形親時計 子時計・壁掛形スピーカー アッテネータ	床上～中心 〃 〃	１，５００ （天井高）　×　０．９ １，３００
表示	表示盤 壁付発信機 ベル・ブザー 押ボタン 〃　（身障者用） 身障者用表示灯	床上～中心 〃 〃 〃 〃 〃	（天井高）　×　０．９ １，３００ （天井高）　×　０．９ １，３００ ９００ ２，０００
インターホン	インターホン 〃　（身障者用） 壁付位置ボックス （壁付インターホンを除く） 〃　（一般） 〃　（和室）	床上～中心 〃 〃 〃	１，３００ １，１００ ３００ １５０
テレビ共同受信	機器収容箱 壁付位置ボックス 〃　（一般） 〃　（和室）	床上～中心 〃 〃	１，８００ ３００ １５０
火災報知	受信機・副受信機 機器収容箱・発信器 ベル 消火栓表示灯	床上～操作部 床上～中心 〃 〃	８００～１，５００ ８００～１，５００ （天井高）　×　０．９ （天井高）　×　０．８

【備考】（天井高）×０．８及び（天井高）×０．９は、
天井高が２，５００～３，０００㎜ の場合に適用する。

21 用途表示

プルボックス等を新規に取付ける場合は、その用途がわかるように表面に表示（屋外は耐候性のあるもの）を行うこと。

盤内に単相 200V 回路がある場合は、電圧の表示を行うこと。

22 全館停電工事	全館停電工事においては、監督職員の立会いの他、下記の設備がある場合、事前に協議、調整すること。また、電気主任技術者の立会いは（・必要　・不要）とする。 （機械警備設備　自動火災報知設備　構内交換設備　構内情報通信網設備　　）
23 撤去機器の調査等	・ＰＣＢ 下記の機器を撤去する場合、ＰＣＢの分析調査または確認を行い結果の書類にして報告する事。 （・変圧器（　　台）　・コンデンサ（　　台）　・照明器具の安定器（全て）　　） ＰＣＢの含有が確認された場合の処分方法は、監督職員の指示に従うこと。 ・イオン化式感知器 イオン化式感知器を撤去する場合は、監督職員に報告するとともに処理ついて製造会社等に確認し適正に廃棄すること。 ・天井材　・床材　・外壁　・配管パッキン　・配管エルボ保温材 関係法令に従い、適切に撤去を行うこと なお、配管エルボ保温材の撤去については下記による。 撤去方法は標準図により、該当部位は図面による。 配管継手部が石綿保温材で覆われており、石綿保温材で覆われていない直線部を切断し、除去する際は下記の措置を行うこと。
24 石綿撤去	作業の届出並びに除去範囲の図面及び作業要領の届出（石綿障害予防規則第５条及び同第４条） 石綿等の湿潤化（同第１３条）、保護具等の使用（同第１４条）、立入禁止措置（同第１５条） 作業主任者の選任（同第１９条）、作業者への教育（同第２７条）

（別紙－１①）

工事標示板の標準様式

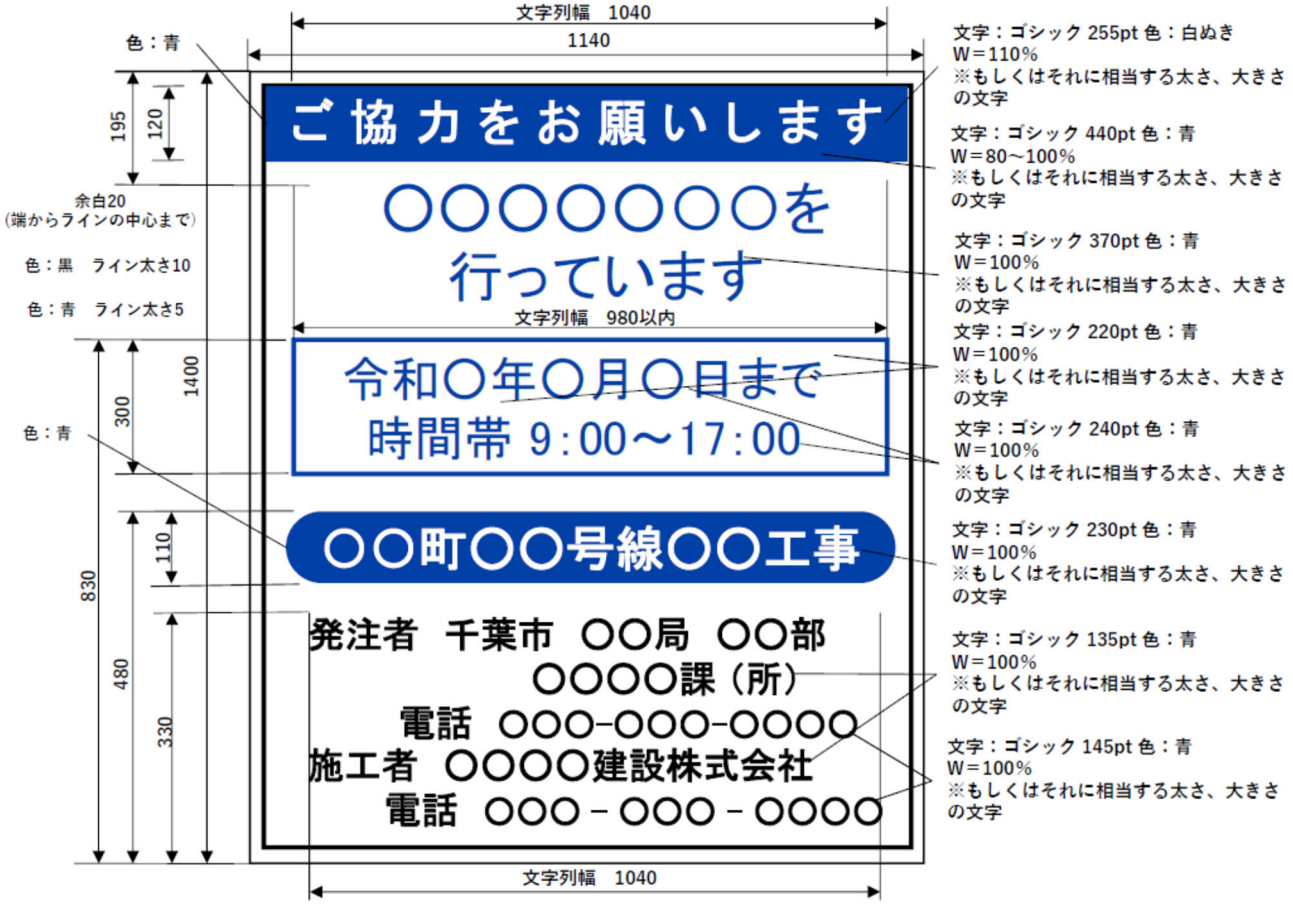

・色彩は「ご協力をお願いします」等の挨拶文、「〇〇町〇〇号線〇〇〇〇工事」等の工事名、国土強靭化対策工事（５か年加速化対策）」については、青地に白抜き文字とし、「〇〇〇〇工事を行っています」等の工事内容、工事期間について青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。

・線の余白は 2cm、縁線の太さは 1cm、区画線の太さは 0.5cm とする。

（別紙－１②）

千葉開府９００年記念事業に関する特記仕様書

本特記仕様書は、「千葉開府９００年記念事業」対象工事に適用する。

1　千葉開府９００年記念事業（以下、「記念事業」という。）とは、令和８年に千葉開府９００年を迎えるにあたり、「千葉開府９００年記念事業推進計画」の基本理念に基づき実施する事業のことをいう。

2　記念事業の実施内容は、受発注者間で協議のうえ決定することとするが、実施方針は以下のとおりとする。

（１）記念事業の実施内容は、工事看板へのロゴマーク・キャッチコピーの掲示を基本とし、「工事標示板、工事情報看板、工事説明看板」ごとにロゴマーク・キャッチコピーを掲示（以下を参考）するものとする。

3　ロゴマーク・キャッチコピーの取り扱いについては、以下の各号のとおりとする。

（１）掲示するロゴマーク・キャッチコピーは、「【イメージ図】」に示すロゴマーク・キャッチコピーとする。

（２）掲示するロゴマーク・キャッチコピーの表示色はカラーを基本とする。また、掲示位置については「【イメージ図】」を参考に示すが、現場状況や工事看板内容などを考慮し、受発注者間の協議により決定すること。

（３）ロゴマーク・キャッチコピーの看板への表示方法は、看板と同時製作を基本とするが、印刷した紙やシール等での貼付（見栄え、耐久性等の工夫をすること。）もできるものとする。

（４）記念事業の実施は、記念期間終了の令和９年３月３１日までとし、記念期間終了後は、原則、ロゴマーク・キャッチコピー等の掲示も終了とする。

4　記念事業の実施に伴う経費は、共通仮設費に含まれるものとし、改めて経費計上はしない。

【イメージ図】

※ロゴマーク・キャッチコピーの大きさは、縦・横135mmを目安とし、拡大・縮小する場合は文字が読み取れるサイズとする。
※ロゴマーク・キャッチコピーの位置は、上記を基本とする。
※ロゴマーク・キャッチコピーの大きさや掲示位置の変更が必要な場合は、監督員と協議すること。

施工条件の明示書

（別紙２）

1　工程関係

□　(1)　本工事箇所は施工時期、施工時間等の制限条件があるため、適切な工程計画を立案すること。

制限条件：

■　(2)　本工事における作業は下記の通りとし、現場の状況、想定しがたい理由により制限を受ける場合は別途協議とする。

作業区分	施行区分
昼間作業	全ての工事
夜間作業	
昼夜間作業	

□　(3)　本工事に関連のある工事は、以下の通りである。

□（ア）　□ 発注済　□ 発注予定

□（イ）　□ 発注済　□ 発注予定

□（ウ）　□ 発注済　□ 発注予定

2　製作機器及び使用材料

■　(1)　製作する機器については、機器製作承諾願いを提出し、承諾後発注するものとする。監督員の指示により、ミルシート、試験成績書等を提出すること。

■　(2)　使用する各材料については、ＪＩＳ規格、下水道協会等の公的機関の認定品を原則として使用すること。主要材料は、使用承諾願いを提出すること。

■　(3)　製作機器の工場検査は以下の通りとする。

市立会の工場検査を行う機器等
必要とされる機器
公的機関による工場検査を行う機器等
必要とされる機器
受注者による工場検査を行う機器等
製作機器

3　試運転関係

■　(1)　機器単体試験を行う。

■　(2)　組み合わせ試験を行う。

□　(3)　総合試運転を行う。

□（ア）使用電力料金、用水、燃料薬品等の費用は受注者の負担とする。

□（イ）相当負荷の確保に関する費用は受注者の負担とする。

□　(4)　その他の試運転、試験を行う。

□（ア）脱臭に係る試験

□（イ）煤煙等に係る試験

□（ウ）その他：

4　建設副産物関係

■　(1)　本工事で発生する建設廃棄物は、下記搬出先へ運搬し処理することとし、関係法令を遵守すること。

建設廃棄物の種類	施設名称	所在地
As廃材	㈱NIPPO	千葉市稲毛区六方町258-1、265
路盤廃材	㈱NIPPO	千葉市稲毛区六方町258-1、265
濁水処理	太陽建設㈱	市原市八幡海岸通1969-65
コンクリート塊（無筋）	㈱NIPPO	千葉市稲毛区六方町258-1、265
コンクリート塊（鉄筋）	㈲地引組	東金市小野496-7

■　(2)　建設残土は、下記の通り取り扱うものとし、関係法令を遵守すること。

□（ア）残土は自由処分とし、現場から１０ｋｍ以内の範囲にあるものとしている。

□（イ）残土は改良土プラントへ搬入する。

■（ウ）発生土を埋め戻しに使用する。

□（エ）指定処分とし、下記へ搬入する。

指定処分場所：

□（オ）その他：

■　(3)　既設施設の撤去により生じた有価物（スクラップ等他人に有償で売却できるもの）は、下記のとおり取り扱うものとする。

□（ア）下記の場所まで運搬の上引き渡すものとする。

建設副産物名	引き渡し場所

■（イ）受注者の自由処分とする。

□　(4)　下記の機器は、ＰＣＢを使用又は含有しているため、監督職員の指示する指定場所に移設すること。

（　　）

5　仮設備関係

□　(1)　据付に係る仮設

本工事の仮設は、任意仮設とするが、現場の状況を十分に把握し、安全性、経済性、細部構造については、受注者の責任において十分検討を行い、受注者の責任において決定し施工するものとする。なお、施工条件等に変更が生じた場合は、別途協議するものとする。

■　(2)　据付に係る仮設

本工事の仮設は、一部指定仮設とし、別途図面等に示す。

6　営繕費関係

■　(1)　工事現場事務所を設置する。(現場事務所に係る水道光熱電力費は受注者の負担とする。)

■　(ア)　用地は市が確保する。

□　(イ)　用地は受注者が確保する。

□　(2)　工事現場事務所は設置しない。

7　水道光熱電力料等

■　(1)　工事施工に必要な電力

□　(ア)　支給する。

□　(イ)　支給するが、市管理者の規定により使用料金を徴収する。

■　(ウ)　支給しない。

施工内容、現場状況により詳細は別途協議する。

■　(2)　工事施工に必要な用水

□　(ア)　支給する。

□　(イ)　支給するが、市管理者の規定により使用料金を徴収する。

■　(ウ)　支給しない。

施工内容、現場状況により詳細は別途協議する。

8　安全対策関係

■　(1)　交通整理員等

■　(ア)　交通整理員等は計上していない。

□　(イ)　交通整理員等を配置する。

(詳細内容：　　)

□　(ウ)　その他(　　)

なお、現場の状況、関係機関等の協議により変更が必要になった場合は、別途協議する。

■　(2)　安全費

■　(ア)　通常の安全費を計上している。

■　(イ)　その他必要な費用を計上している(　アスベスト含有材等の除去工事　)

9　その他

■　(1)　工場製作のみが行われている期間においては、監理技術者(主任技術者)の専任配置を要しない。

■　(2)　工事場所は、一般住宅に隣接しているため、騒音・振動に関しては十分注意し、施工を行うこと。

□　(3)　その他(　　)

別紙３

デジタル工事写真の小黒板情報電子化に関する特記仕様書

（デジタル工事写真の小黒板情報電子化について）

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事で小黒板の電子化を行う場合は、工事契約後、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とする旨を、施工計画書等により、申し出るものとする。対象工事では、以下の１から４の全てを実施することとする。

１　対象機器の導入

受注者は、小黒板の電子化の導入に必要な使用機器については、写真管理基準「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載している技術を使用していること。

また、受注者は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。なお、使用機器の事例として、URL「https://www.jcomsia.org/kokuban/software/」記載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。

ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

２　デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、第１項の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

３　小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準に準ずるが、第２項に示す小黒板情報の電子的記入については、デジタル写真管理情報基準「６　写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

４　小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、第３項に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（https://www.jcomsia.org/kokuban）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督員が確認することがある。